

第1編 解説編

第1章

和歌山県の公共調達制度改革

1 公共調達制度改革の経緯

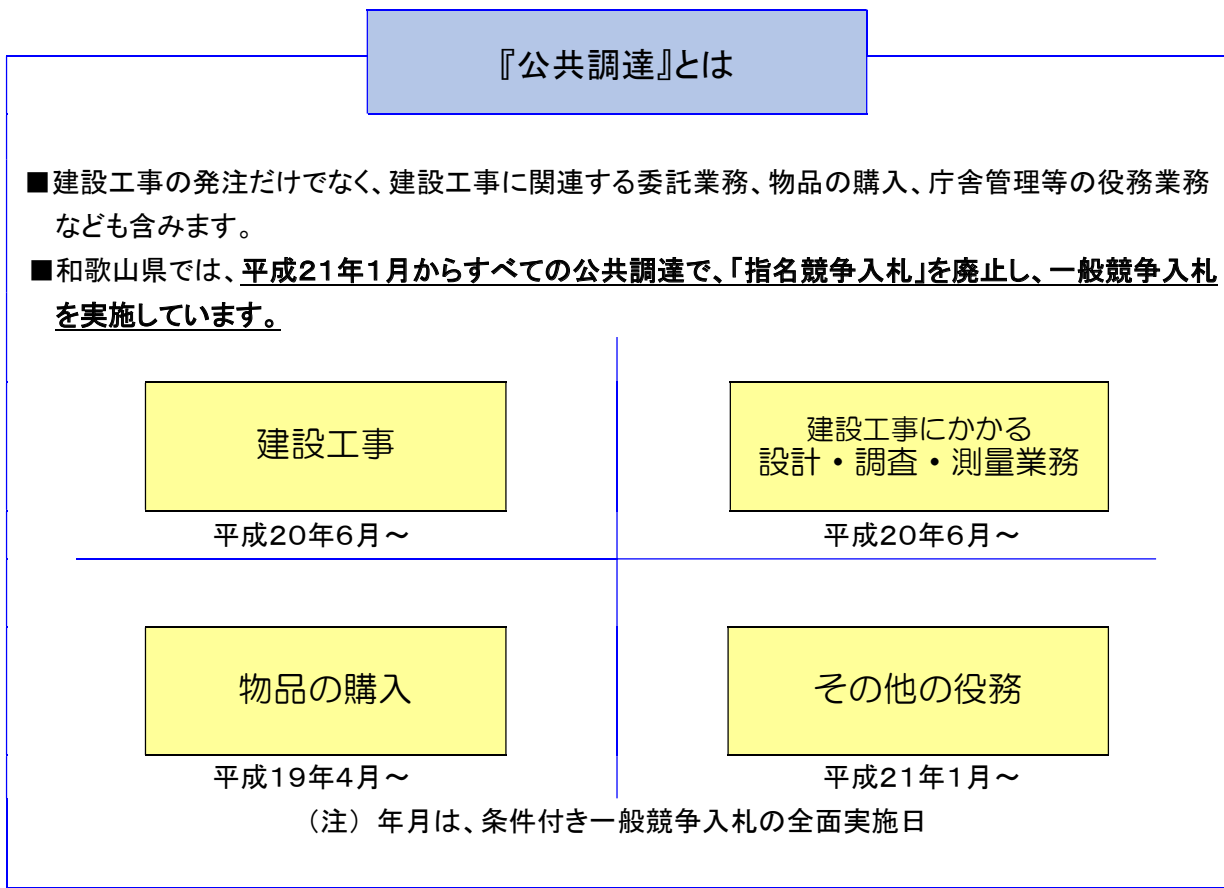
(1) 和歌山県公共調達検討委員会

平成18年に発覚した県発注工事における談合事件により県行政の信頼が著しく失墜したことを受け、和歌山県ではこのような事態が二度と起こらないようにするため、平成19年1月、公共調達改革の分野における我が国トップクラスの有識者6名で構成される「和歌山県公共調達検討委員会」を設置しました。

■ 和歌山県公共調達検討委員会の構成員（役職名は当時のもの）

氏 名	役 職 名
委員長 郷 原 信 郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授（桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター長）
委 員 有 田 佳 秀	弁護士（有田佳秀法律事務所）
委 員 楠 茂 樹	上智大学法学部法律学科准教授
委 員 佐 伯 英 隆	京都大学公共政策大学院特別教授
委 員 田 口 晃 也	読売新聞大阪本社論説委員兼編集委員
委 員 武 田 晴 人	東京大学大学院経済学研究科教授

この委員会では、和歌山県の公共調達制度を検証し、談合防止と効率的かつ効果的な公共調達制度の構築についてご検討いただき、平成19年5月に和歌山県知事に対し報告をいただきました。



(2) 和歌山県の公共調達制度改革(平成19年6月15日)

和歌山県公共調達検討委員会の報告を受け、県では広く県民の皆様方に意見募集を行いました。そして、平成19年6月15日、報告書の提言をもとに、県民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、これから本県が取り組む入札制度改革として「公共調達制度改革について～公共工事における入札制度改革～」をとりまとめ公表しました。その主な内容(12項目)は次のとおりです。

公共調達制度改革について～公共工事における入札制度改革～ 平成19年6月15日

1 品質・技術の評価・審査を踏まえた条件付き一般競争入札の拡大

平成20年6月以降全ての公共工事(政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く)において、指名競争入札を原則廃止し、条件付き一般競争入札を導入する。

但し、災害対応等、真にやむを得ない理由で指名競争入札や随意契約を行う場合は、その理由を事前及び事後に公表することとする。

2 電子入札の積極導入

平成19年6月から実施している電子入札については、条件付き一般競争入札拡大に伴う事務負担軽減に有効であり、対象範囲を順次拡大する。

なお、関係団体など関係者の意見を聞いて、適用範囲拡大の前倒し及び適用下限価格の引き下げを検討する。

3 総合評価落札方式の扱い

品質確保の観点から総合評価落札方式については平成18年7月から導入済みであり、技術提案を伴う「高度技術提案型」、「標準型」は、大規模で特殊な工事について一層積極的に取り組んでいく。技術的工夫の余地が小さい「簡易型」の取り組みについては、ランク制の導入及び最低制限価格等の適用価格等の検討と併せ採用について検討する。

総合評価導入に併せて外部委員による総合評価審査委員会を設置し、審査、評価に対する恣意性の排除に努めるとともに、技術提案等は数値化を図り点数による評価を行い、審査結果についても公表する等総合評価に対する透明性、客観性の確保に配慮してきたところである。今後は、より広い視点から議論していただくため、外部委員の増員を図る等、平成19年7月以降総合評価落札方式のさらなる改善を行っていく。

4 地域要件の緩和

現行では、建設部単位の地域要件が主であるが、平成20年6月から以下のとおり実施する。但し、特殊な工事についてはこの限りではない。

- ・予定価格1億円以上……………県内1ブロック
 - ・予定価格5千万円以上1億円未満……県内3ブロック(海草+那賀+伊都、有田+日高、西牟婁+串本+新宮)
 - ・予定価格3千万円以上5千万円未満…県内5ブロック(海草、那賀+伊都、有田+日高、西牟婁、串本+新宮)
 - ・予定価格3千万円未満……………県内9ブロック(8建設部+1工事事務所)
- ※地域の表記は、それぞれ該当する振興局建設部の管内を指す。「海草」には海南工事事務所を含む。

なお、今後、ブロック内の業者数が大幅に変動した場合は、ブロックの構成を見直すことがある。

5 業者の評価(不良不適格業者の排除及びコンプライアンス評価)

現在は建設部単位で発注基準を定めているが、平成20年6月の地域要件の緩和に伴い、県内統一の発注基準を定め、ランク付けを行うこととする。

ランク付けにかかわる点数評価については、経営事項審査点数に対する地方基準点数のウェイトを高め、その際に不良不適格業者の排除の観点から、工事成績が際だって悪い業者や入札談合等の不正を犯した業者等に対してはランクダウンさせるとともに、「地域社会の要請への適応」としてのコンプライアンス評価については、可能な限り客観化、数値化し、その評価に応じランク付けを行い、平成20年6月から実施する。

但し、実施から2年間は、過去の受注実績を一定割合で加算する等の経過措置を講じる。

また、専門工事に関しては、ランク付けに際して十分な専門性を確保できるだけの条件を付すこととする。

※ 不良不適格業者排除のための評価項目の例

工事成績、技術者数、保証会社による保証の有無、外注比率、営業所の実態、反社会的勢力との関わり

※ コンプライアンス評価項目の例

重機・仮設資材等の保有状況、産業廃棄物管理票制度の適正処理、労働安全衛生法関係資格者数

6 成長する業者へのインセンティブの付与

ランク付けについては、成長志向の業者をサポートするため、平成20年6月から上位にランクされた業者が、下位ランク工事へ参入できるようにする。

但し、実施から2年間は、新たに上位にランクされた業者のみが、下位ランク工事への参入が可能となるようにする。

7 JVのあり方

大規模工事について、個々の工事で必要とされる施工能力のレベルを勘案し、施工可能な県内企業が存在しない工事については従来型の県外・県内業者のJVの義務付けを、施工可能な県内企業が存在するが、その数が少ない工事については、いわゆる混合入札方式を、平成19年7月から実施する。

8 入札参加業者の協力による談合防止策

談合構造や談合ルールの解明に真に協力した違反事業者への指名停止措置の短縮については、平成19年7月から実施することとし、損害賠償の扱いについては、平成20年6月を目途に検討する。

9 透明性の確保

公共調達の監視等に必要な情報や、入札参加資格の設定等県がとった措置については、順次、可能な限りホームページ等で公表する。

また、入札制度改革の具体的内容、その効果等についてもわかりやすくホームページ等で公表する。

現行の公表項目(県ホームページに掲載)	追加公表予定項目(県ホームページに掲載)
・発注計画 ・入札結果一覧 ・指名停止業者名 ・随意契約結果一覧 ・総合評価落札方式審査結果 等	・入札執行調書(電子入札対応案件) ・低入札工事調査結果の概要 ・随意契約の事前公表 ・入札監視委員会の議事概要 ・建設工事入札参加資格認定表

10 不服申立て手続きの整備

現行では、条件付き一般競争入札における入札参加資格等に係る苦情は、まず発注する機関において対応し、再苦情については、入札監視委員会が審議することとなっているが、その事務局は県土整備部が務めている状況にある。

今後は、入札監視委員会の強化及び専門性、独立制を有する常勤部署の活用も視野に入れながら、入札参加要件の設定、低入札価格調査の結果、指名停止措置等に係る不服、入札契約手続きに係る不備などの不服申立て手続きの整備について、平成20年6月からの実施に向け、検討する。

11 人材確保・組織の強化

平成20年6月実施を目途に、県に求められる品質・技術面での評価・審査能力の向上のため、県OBの再登用や民間人の活用等を検討するとともに、発注者としての評価・審査の適正さ及び不服申立てに対する適正かつ効果的な対応を行うための法曹資格者の任用についても検討する。

12 最低制限価格・低入札調査基準価格の事後公表

受注者の積算能力向上と安易なくじによる落札者決定を防止するため、現在、事前公表している最低制限価格及び低入札調査基準価格については、平成20年6月から事後公表とする。その際、職員の事務負担の増加及び職員に対する不正な働きかけの防止等を考慮し、適用価格及び設定方法について検討を行う。

【用語の解説】

語 句	意 味
電子入札	従来の紙による入札と異なり、パソコンやインターネット回線を利用して行う入札方法
総合評価落札方式	価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する落札方式
地域要件	入札に参加することのできる地域割り(建設部の組み合わせ)
コンプライアンス	「法令を遵守すること」が狭義の意味であるが、これに加えて広義の意味である、「地域社会の様々な要請に応えること」すなわち、「地域社会に事業者として貢献すること」として定義
経営事項審査点数	建設業法に基づいて全国統一基準で行われる建設事業者評価の総合評定値
地方基準点数	入札参加資格審査に用いられる和歌山県独自の評価項目による点数
発注基準	各ランクごとの入札に参加することができる予定価格帯
最低制限価格	この価格を下回ると自動的に失格となる価格
低入札調査基準価格	契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査(低入札調査)を行う基準となる価格

2 条件付き一般競争入札の全面導入

(1) 条件付き一般競争入札の全面導入

和歌山県では、平成19年6月15日に公表した入札制度改革に基づき、平成20年6月から、すべての公共工事（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く）において指名競争入札を原則廃止し、条件付き一般競争入札を導入することとしました。

平成20年5月まで		平成20年6月以降	
予定価格 5,000 万円以上	条件付き一般競争入札	全ての建設工事	条件付き一般競争入札
予定価格 5,000 万円未満	指名競争入札		

- 「条件付き一般競争入札」とは、あらかじめ県から入札参加資格認定を受けてランクを付与された建設事業者の方が、個々の工事ごとの入札公告で設定される「入札参加条件」で、ランクや地域、施工実績等で合致する工事を自ら選択し、入札に参加する制度です。
- 「条件付き一般競争入札」では、発注者である県が入札に参加する建設事業者の方を選ぶという行為（いわゆる「指名」）はありません。
- このため、県が特定の建設事業者の方を有利になるように配慮する、あるいは特定の建設事業者の方を不利になるように取り扱うといった懸念は一切ありません。
- 「条件付き一般競争入札」は、発注者の恣意性を排除することができるという面、また建設事業者の方が参加したい入札に自由に参加できるという面でも、優れた制度です。
- 条件付き一般競争入札は、県土整備部（振興局建設部・工事事務所等）だけでなく、農林水産部（農林水産振興部等）、教育委員会、和歌山県警察等の和歌山県が発注するすべての建設工事に適用されています。
- 指名競争入札や随意契約は、真にやむを得ない場合にのみ行うこととしますが、この場合にはその実施理由等を公表します。

(2) 指名競争入札と条件付き一般競争入札

「指名競争入札」と「条件付き一般競争入札」の違いは、下記の比較表のとおりです。

項目	指名競争入札	条件付き一般競争入札
入札参加資格	あらかじめ決められた申請期間内に申請書類を提出し、入札参加資格の認定を受けます	左と同じです
格付け(ランク)	入札参加資格認定通知書には、格付けの記載はありません	入札参加資格認定通知書に、入札に参加することのできる格付け(ランク)が記載されます
入札公告	入札公告は行いません	工事ごとに、工事の概要や入札に参加するための条件を公告します 公告は、県のホームページで閲覧できます
通知(指名通知)	工事を実施する建設部等から、入札日時や工事名等を記載した「指名通知」を送付します	入札の通知・案内は一切行いません
入札参加方法	県から「指名」を受けた方がのみが、入札に参加することができます	公告で示された入札に参加するための条件(ランク・点数・地域要件・施工実績・技術者等)を満たしている方なら、どなたでも入札に参加することができます 入札参加資格の認定を受けている事業者自らが、入札に参加する工事を選定し、入札に参加します
資格審査	入札時点での資格審査は行いません	最低価格入札者に対し、技術資料の提出を求め、その工事の入札参加条件を満たしているかの審査を行います(総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く)
落札決定	開札を行い、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が落札者となります	開札を行い、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が最低価格入札者となり、入札参加条件を満たしている場合、落札決定が行われ落札者となります(総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く)

第2章

入札参加資格審査

1 和歌山県建設工事入札参加資格審査(新「業者評価制度」)

(1) 新「業者評価制度」導入の目的

和歌山県では、平成20年6月からすべての公共工事（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く）において、指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を導入することとしました。

それは、条件付き一般競争入札は、発注者の恣意性を排除することができることや、建設事業者の方が、希望する入札に自由に参加できるという面ですぐれた制度だからです。

一方で、条件付き一般競争入札では、入札参加資格を有する者は、ランク等の入札参加条件を満たしてさえいれば、誰でも入札に参加することができるために、これまで「指名をしない」ということで排除してきた不良不適格業者が入札に参加し落札者となる恐れもあります。

このような事態を防ぐためには、入札参加資格申請を行うために必要な条件を厳格にすることが重要です。また、審査にあたっては書面審査だけでなく実地調査を随時行うことが必要となります。

さらに、格付けを行うための審査項目や配点を、全国一律の基準である「経営事項審査の総合評定値」だけに頼るのではなく、和歌山県の実情に合ったものとし、入札に参加する建設事業者の評価をこれまで以上に適正に行うことが必要です。

これは、「経営事項審査の総合評定値」は、人口が多く社会基盤が整い災害の少ない都市部から、過疎地域で道路等の整備がまだ十分でなく災害の多い和歌山県のような地域まで、全国すべて同じ基準で評価を行うため、どうしても地域の実情に合わない部分が生じてしまうからです。

このため和歌山県では、条件付き一般競争入札の全面実施にあたり、これらの課題を解決するために、和歌山県の建設事業者の実態を踏まえつつ、和歌山県の実情に合った評価項目を数多く採用した新「業者評価制度」を導入することとしました。

この新「業者評価制度」による適正な評価ができてはじめて、条件付き一般競争入札は有効な制度となります。

新「業者評価制度」の3つの特長

① 不良不適格業者の排除システムを強化

- ◆5%以上の株主(出資者)も、暴力団排除の調査対象としました
- ◆営業所の運営実態がない場合や、自社施工率が低い場合には、格付けを一時取り消します

② 施工能力に対する評価点数を大幅に引き上げ

- ◆技術者に対する評価点数を、大幅にアップしました
- ◆県発注工事の成績による評価点数を、これまでの2倍にアップしました
- ◆逆に、県発注工事の成績が著しく悪い場合は、ランクダウンすることとしました

③ 地域社会への貢献度を評価する項目を導入

- ◆災害時等に役立つ重機や資材等を自社所有している場合には、加点し、評価することとしました
- ◆県土整備部等から発注を受けた冬期道路管理等の対応実績を、加点し、評価することとしました

(2) 入札参加資格審査申請の受付時期と有効期間

建設工事に係る入札参加資格審査 定期 受付時期(県内建設業者)	令和6・7年度	【受付時期】 令和6年1月 【有効期間】 令和6年6月1日～令和8年5月31日
建設工事に係る入札参加資格審査 第1～6回追加 受付時期 (県内建設業者)	令和6・7年度	【受付時期】 第1回:令和6年6月 第2回:令和6年9月 第3回:令和6年12月 第4回:令和7年3月 第5回:令和7年6月 第6回:令和7年9月 【有効期間】 第1回:令和6年9月1日～ 第2回:令和6年12月1日～ 第3回:令和7年3月1日～ 第4回:令和7年6月1日～ 第5回:令和7年9月1日～ 第6回:令和7年12月1日～ ※ 終期はいずれも令和8年5月31日

※和歌山県外に本店のある建設業者の入札参加資格審査申請は、別途行っています。

受付は、本店の所在地を管轄する振興局の建設部・工事事務所で行います。

受付窓口	電話番号	所在地
海草振興局建設部 総務調整課	073-488-1705	和歌山市森小手穂227
海草振興局海南工事事務所 総務用地課	073-483-4824	海南市南赤坂19
那賀振興局建設部 総務調整課	0736-61-0028	岩出市高塚209
伊都振興局建設部 総務調整課	0736-33-4937	橋本市市脇4-5-8
有田振興局建設部 総務調整課	0737-64-1267	湯浅町湯浅2355-1
日高振興局建設部 総務調整課	0738-24-2918	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局建設部 総務調整課	0739-26-7960	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課	0735-62-0755	串本町サンゴ台783-8
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課	0735-21-9652	新宮市緑ヶ丘2-4-8

(3) 入札参加資格審査の申請のために必要な条件

和歌山県の発注する公共工事の入札に参加するための資格を得る（資格審査申請を行う）ためには、以下の条件をすべて満たしていることが必要になります。

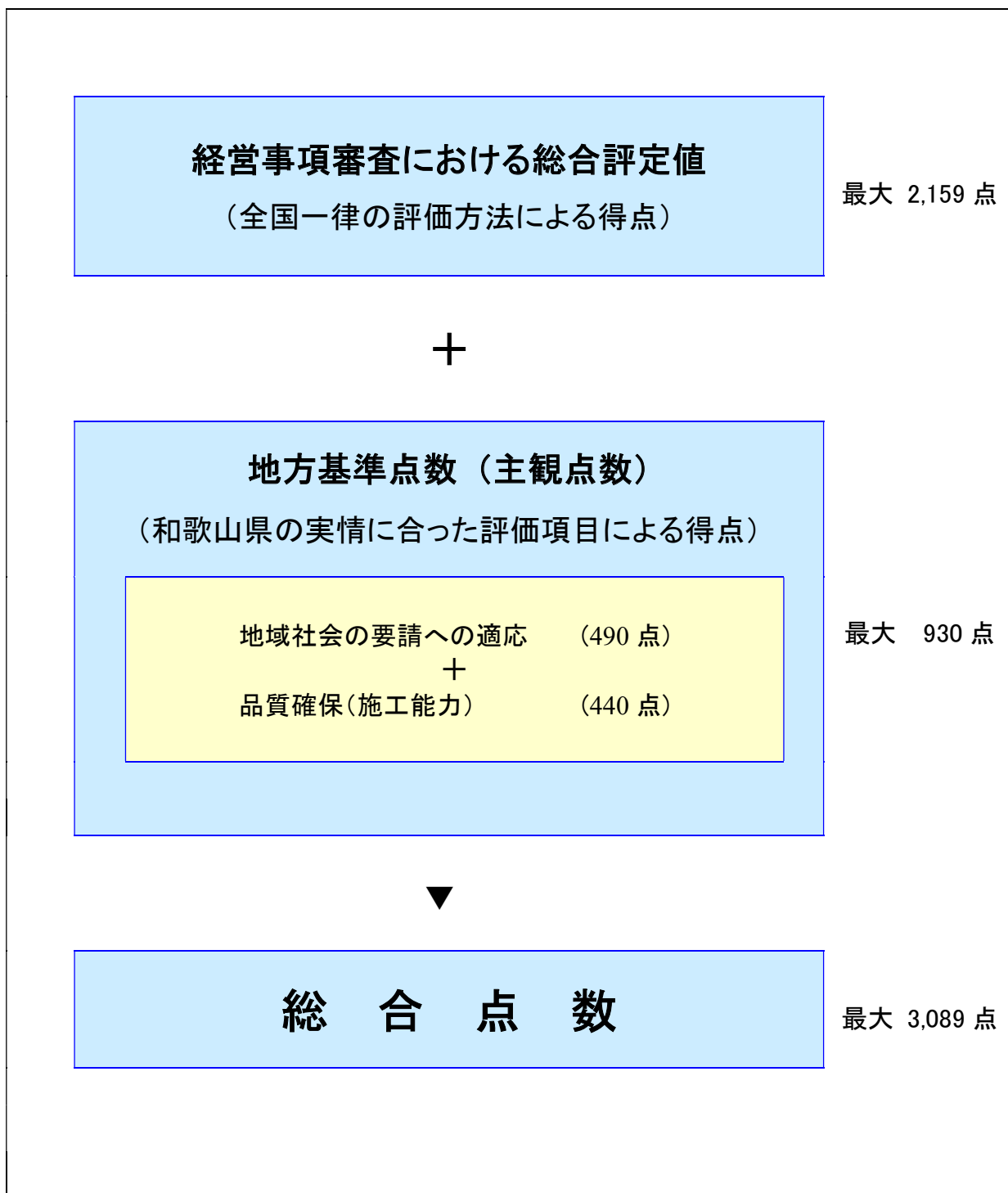
条件付き一般競争入札の全面実施に伴い、これまでより条件を厳しくしていますが、これは不良不適格業者の参入を防ぐためです。

(1)	建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること	
(2)	経営事項審査を受けていること	
(3)	地方自治法施行令 第167条の4	契約締結能力のない者 破産者で復権を得ない者 故意に工事を粗雑にした者 入札の公正な執行を妨害した者 正当な理由なく契約を履行しなかった者 に規定する欠格要件 に該当しないこと
(4)	和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと(会社更生法に基づく更生手続きの開始が決定された者又は民事再生法に基づく再生手続きの開始が決定された者を除く)	
(5)	個人の場合は建設業許可業者、法人の場合は申請者の役員等・法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人・総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が暴力団関係者等でないこと ※暴力団関係者等とは和歌山県暴力団排除条例第6条で措置を講じる対象とされている者です。	
(6)	申請業種ごとに経営事項審査における平均完成工事高が250万円を超えていること ※一部業種を除く。なお、完成工事高には、民間工事・下請工事も含まれます。	
(7)	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に基づく届出の義務を履行していること	
(8)	経営状況が著しく不健全であると認められないこと	
(9)	会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行っている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行っている者である場合は、これらの開始が決定されていること	
(10)	和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動する者又は暴力を用いる者でないこと	
(11)	和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いるなどして入札制度の信用をき損する者でないこと	
(12)	入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をしたことがないこと及び重要な事実について記載をしなかったことのないこと	

(4) 入札参加資格審査における評価方法(新「業者評価制度」の総合点数算出方法)

新「業者評価制度」における評価（総合点数の計算）は下記の方法により行います。

これは前述のとおり、「経営事項審査の総合評定値」が、必ずしも和歌山県の実態を反映していないので、和歌山県の建設企業の実情に合った評価とするため雇用や災害時の貢献等を数多く評価項目として採用した「地方基準点数」を加算し、適正な総合点数を算出することとしたものです。



(5) 地方基準点数の審査項目・評価基準と付与点数

「地方基準点数」の総合点数に占める割合は約3割であり、従来の評価方法の約3倍（23項目）になっており、これは全国でもトップクラスの割合です。

また「地方基準点数」は、大きく分けて二つの分野から構成されており、一つは「コンプライアンス（地域社会の要請への適応）」の観点、もう一つは「品質確保（施工能力）」の観点です。

「コンプライアンス（地域社会の要請への適応）」の観点とは、建設業は和歌山県の基幹産業であり雇用の場として大きな役割を果たすとともに、災害時等には安全安心をささえる重要な役割を担っているため、これらを正當に評価しようとするものです。また、法令を守り、和歌山県の環境保全にも配慮し、労働安全や労働福祉にも積極的な事業者もきちんと評価されるしくみになっています。

「品質確保（施工能力）」の観点は、優秀な技術者を擁し、優良な工事を施工した事業者が正當に評価され、今後さらに有利な条件で入札参加できるようにするために作られたしくみです。条件付き一般競争入札の全面実施に伴う不良不適格業者を排除するための方策の一つです。

なお、審査における透明性を確保するために、すべての審査項目の基準と付与点数をあらかじめ明示・公表することとしました。

コンプライアンス (地域社会の要請への適応) の観点からの評価	法令遵守	60点	490点
	災害復旧への貢献	180点	
	環境等への配慮	60点	
	労働安全衛生確保への取り組み	30点	
	雇用・労働者福祉への配慮	160点	
品質確保(施工能力) の観点からの評価	工事成績	140点	440点
	高得点工事成績	60点	
	和歌山県優良工事表彰	30点	
	技術者数	180点	
	技術力向上への取組(CPD)	10点	
	優秀施工者	20点	

①「コンプライアンス(地域社会の要請への適応)」の観点からの評価

分野	項目	評価の基準	付与点数
法令遵守	独禁法の遵守体制の整備	体制整備を行った場合、30点を加点	30
	暴力団等排除への取組	不当要求防止責任者講習を受講した場合、30点を加点	30
災害復旧への貢献	災害時等対応重機の所有	バックホウまたはトラクターショベルとダンプトラック(いずれも運転者付き)所有で30点を加点	30～60
	対応重機	標準バケット容量・積載重量	審査基準日時点の状態
	バックホウ	山積 0.11 m ³ (旧 JIS 0.10 m ³)以上	自社所有(単独所有) 又は 1年以上のリース契約 (将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約に限る)
	トラクターショベル (ショベルローダー)	クローラ式: 平積 0.4 m ³ 以上 ホイール式: 山積 0.34 m ³ 以上	
	ダンプトラック	2t 以上	
			要件 労働安全衛生法に規定する定期(特定)自主検査を受けていること 車検を受けていること
	災害時対応仮設資材の所有	H形鋼: 3t 所有で10点加点 鋼矢板: 8t 所有で10点加点	10～20
	大規模災害時の応急対策業務の取組	県と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、40点を加点 また、市町村と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、10点を加点(県協定との重複は不可)	10～40
	災害時等緊急対応への貢献	県等の依頼により災害時等緊急対応した場合又は路面凍結等の不測時に緊急対応した場合、1工事につき20点を加点	20～60
環境等	ISO9000認証取得	9000シリーズの認証を取得した場合、20点を加点	10～40
	ISO14000認証取得	14000シリーズの認証を取得した場合、20点を加点 (エコアクション21との重複不可)	
	エコアクション21の認証取得	エコアクション21の認証を取得した場合、10点を加点	10～20
	産業廃棄物の処理体制	処分業を行っている場合20点、処分に係る委託契約を行っている場合10点、収集運搬業を行っている場合10点を加点	
労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係資格者数	有資格者又はCCUS登録者1名につき2点を加点(上限10人)	2～20
	労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会の会員である者に10点を加点	10
雇用・労働者福祉への配慮	常時雇用者人数	雇用者1名につき2点を加点(上限30人) 若年者等1名につき5点を加点(上限4人)	2～60 5～20
	障害者雇用	法定義務建設業者(40人以上雇用)は、雇用率(2.5%以上)を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加点／非法定義務建設業者は、障害者を1名以上雇用している場合、20点を加点	20
	次世代育成支援への取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出を行っている場合、又はわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に基づく登録を行い、わかやま健康推進事業所の認定を受けている場合、5点を加点	5～10
	建設業関連学科新規卒業者雇用	新規卒業者(卒業後、1年未満の雇用に限る)の雇用1名につき、5点を加点(上限4人)	5～20
	完全週休二日制への取組	就業規則等で完全週休二日制を規定し労働基準監督署に届け出た場合、30点を加点	30

②「品質確保(施工能力)」の観点からの評価

分野	項目	評価の基準										付与点数
施工能力	工事成績	下記の表により工事成績評定点 65 点を基準として加・減点を行う										△60 ～140
	平均点	54.5 未満	54.5 以上 55.5 未満	55.5 以上 56.5 未満	56.5 以上 57.5 未満	57.5 以上 58.5 未満	58.5 以上 59.5 未満	59.5 以上 60.5 未満	60.5 以上 61.5 未満	61.5 以上 62.5 未満	62.5 以上 63.5 未満	63.5 以上 64.5 未満
	配 点	-60	-50	-45	-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5
	平均点	64.5 以上 65.5 以下	65.5 超 66.5 以下	66.5 超 67.5 以下	67.5 超 68.5 以下	68.5 超 69.5 以下	69.5 超 70.5 以下	70.5 超 71.5 以下	71.5 超 72.5 以下	72.5 超 73.5 以下	73.5 超 74.5 以下	74.5 超 75.5 以下
	配 点	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80
	平均点	75.5 超 76.5 以下	76.5 超 77.5 以下	77.5 超 78.5 以下	78.5 超 79.5 以下	79.5 超 80.5 以下	80.5 超 81.5 以下	81.5 超 82.5 以下	82.5 超 83.5 以下	83.5 超 84.5 以下	84.5 超	
	配 点	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	
	高得点工事成績 ※	工事成績評定点が75点以上の場合、30点を加算										30～60
	和歌山県優良工事表彰 ※	和歌山県優良工事表彰を受けた場合、30点を加算										30
	技術者数	技術者（経営事項審査で規定する者）数に応じ加算 1級技術者…10点 2級技術者、登録基幹技能者又はCCUSでレベル3以上の者…5点 その他技術者…3点										3～180
	技術力向上への取組 (CPD)	推奨単位数以上の単位を取得した技術者1名につき2点を加算 (上限5人)										2～10
	優秀施工 ※	優秀施工者国土交通大臣表彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合、20点を加算										20

※:「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」別表1・1(過失による粗雑工事等)による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、加算を行わない項目

(6) 総合点数による格付け(ランク付け)

工事を適正に施工し、工事における品質を確保するためには、入札参加者の評価・能力に応じた発注を行うことが必要です。

このため、入札参加資格認定者を、各建設業法別表第1の左欄に掲げる建設工事の種類（以下「工種」という。）ごとに総合点数（経営事項審査の総合評定値＋地方基準点数）により、県内統一の格付け（ランク付け）を行います。

土木一式工事については、A～Dの4つのランクに格付け（ランク付け）を行います。

建築一式工事・管工事・電気工事については、A～Cの3つのランクに格付け（ランク付け）を行います。

県内統一の格付けとする理由は、予定価格が3,000万円以上の工事については、入札に参加できる地域が複数の建設部にわたる場合があり、建設部ごとに評価方法が異なれば、不公平が生じることとなるからです。このため、平成20年度の格付けからは県内統一の基準を採用することとしました。

土木一式・建築一式・管・電気以外のその他の工種については、発注件数や入札参加資格認定者が少ないため、全ての入札参加者をWという1つのランクに格付け（ランク付け）を行います。

全ての入札参加者を1つのランクに格付けする意味（理由）は、不適格な行為等があった場合には、「ランクダウン」というペナルティを行うこととしているため、たとえ全員が同じランクであってもすべての入札参加者にランク認定を行う必要があるからです。

【土木一式工事】

ランク	A	B	C	D
格付けに必要な総合点数	1000 以上	880 以上 1000 未満	750 以上 880 未満	750 未満

【建築一式工事】

ランク	A	B	C
格付けに必要な総合点数	700 以上	600 以上 700 未満	600 未満

【電気工事】

ランク	A	B	C
格付けに必要な総合点数	660 以上	520 以上 660 未満	520 未満

【管工事】

ランク	A	B	C
格付けに必要な総合点数	690 以上	580 以上 690 未満	580 未満

(7) 6ヵ月ごとの再評価(再算定・再格付け)

新「業者評価制度」では、「コンプライアンス（地域社会の要請への適応）」の観点からの評価項目を数多く採り入れ、配点も大きくなっています。

このため、入札参加資格認定事業者が評価基準を満たすことになった場合は、できるだけ迅速に加点を行い、その努力を正當に評価することが必要です。

逆に、評価基準を満たさなくなった場合にもできるだけ迅速に減点を行い、評価を適切に行うことが公平性の観点から必要です。

このような考え方で、総合点数と格付けについては、6ヵ月毎に見直すこととしています。

R6.6	R6.10	R6.12	R7.4	R7.6	R7.10	R7.12
◎		○		○		○
格付決定	再算定申請	格付見直し	再算定申請	格付見直し	再算定申請	格付見直し

再算定申請は、新たに加算対象となった場合の他、加算されていた事項が評価基準を満たさなくなった場合にも行わなければなりません。

※加点されていた事項が評価基準を満たさなくなり、申請を怠った場合はランクダウン措置を行います。

再算定の対象となる項目は、下記のとおりです。

独占禁止法の遵守体制の整備	労働災害防止への取組
暴力団等排除への取組	常時雇用者人数(若年者等のみ)
災害時等対応重機の所有	障害者雇用
災害時対応仮設資材の所有	次世代育成支援等への取組
大規模災害時の応急対策業務の取組	建設業関連学科新規卒業者雇用
災害時等緊急対応への貢献	完全週休二日制への取組
ISOシリーズの認証取得	高得点工事成績
エコアクション21の認証取得	和歌山県優良工事表彰
産業廃棄物の処理体制	優秀施工者国土交通大臣顕彰

※再算定申請は、基準を満たす（満たさなくなった）日から30日以内に行わなければなりません。

(8) 格付けの一時取消し

不良不適格業者の排除を進めることにより、結果として高い施工能力を有し、地域社会の要請に応える優良な建設事業者の方が有利になるように、格付けの一時取消し制度を導入しています。

格付けの一時取消しは、入札参加者として適当ではないと判断された場合、その状況が改善されるまでの間、格付けを取り消すことにより入札に参加できなくなる制度です。

【格付け一時取消し基準】

項 目	格付け一時取消し条件	一時取消し期間
外注費比率・技術者数	完成工事原価に占める外注費の割合が95%以上、かつ技術者が1名の場合 ※外注費の割合と技術者人数は、状況により見直すことがあります。	取消し条件が解消するまでの間、格付けを一時取り消します
営業所実態	営業所実態がないと認められる場合 ※営業所とは、下記の①～⑪のすべての項目を満たすものとします。 ※なお、自宅等の住居と同一の場合は、必ずしも専用の施設や設備である必要はありませんが、他の建設業者との共有は原則として認められません。 ① 建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している ② 建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備し保存している ③ 不適切な転送を行っていない電話を有している ④ 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない ⑤ 契約用の印鑑を保管している ⑥ 入れするためのパソコン及びインターネット回線を有している(ブロードバンドサービスの提供を受けることができないエリアに営業所がある場合を除く。) ⑦ 机、椅子を設置している ⑧ トイレ、水道施設、電気設備(照明)を設置している ⑨ 営業(接客、契約等)を行うための場所(スペース)を有している ⑩ 営業(接客、契約等)を行うための備品を有している ⑪ 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている (注)⑤～⑪については、各々の要件を満たしていない場合でも、真にやむをえない理由があると認められる場合には、要件を満たしたものとみなすことができる	

(9) ランクダウン制度の導入

不良不適格業者の排除を進めることにより、結果として高い施工能力を有し、地域社会の要請に応える優良な建設事業者の方が有利になるように、ランクダウン制度も導入しています。

格付けの一時取消しは、状況が改善されるまでの間、格付けを取り消すことにより入札に参加できなくなる制度であるのに対し、ランクダウンは、不良工事や不適格な行為があった場合に、一定の期間あるいは状況が改善されるまでの間、格付けを1段階下げることにより、本来のランクでの入札ができなくなるようにするものです。

【ランクダウン基準】

項 目	ランクダウン条件	ランクダウン期間
工事成績不良	工事成績評定点が55点未満であった場合	90日
施工体制の不備	施工体制Gメンによる1回目の指導書が交付され、1年以内にさらに指導書が交付された場合。または改善勧告書が交付された場合	90日
工事实績情報システム(CORINS)への不登録	市町村等発注工事(2,500万円以上に限る)について、工事实績情報システムの登録を行わなかった場合(継続的な場合に限る)	90日
申請の怠り	評価対象となっている重機を売却した等、地方基準点数の減点のための再算定を申請しなければならないにもかかわらず、これを怠った場合	90日
産業廃棄物の不適正処理	産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合	90日
労働保険料未納 社会保険料未納	労働保険料の未納がある場合 社会保険料の未納がある場合	納付までの間

(10) 入札参加資格認定通知書の見方

入札参加資格審査申請をしていただくと、県から入札に参加出来る格付け（ランク）等を記載した「入札参加資格認定通知書」が送付されます。

認定通知書の見方については下記のとおりです。

用 語	解 説
入札参加可能ランク	●実際に入札に参加できるランクです。 ●「無」と表示されている場合は、格付けが一時取り消されているので、入札に参加できません。 【注意事項】 ※建築、電気、管については、決定格付けがAの場合、入札参加可能ランクはA、B、Cの3ランクとなり、決定格付けがBの場合、入札参加可能ランクはB、Cの2ランクになります。ただし、建築と管については、海草建設部管内(主たる営業所の所在地が和歌山市)の建設事業者で決定格付けがAの場合、入札参加可能ランクはA、Bの2ランクとなります。 ※土木における決定格付けがA～Cの方の直近下位ランクへの参加については、当分の間見合わせることであります。
決定格付け	●現在、有効なランクです。 ●総合点数による格付けに対して、「格付けの例外」、「ランクダウン」などが反映したランクとなっています。 ●また、格付けが一時取り消されている場合は、「欠格」と表示されています。
総合点数による格付け	●土 木 : A (1,000 点以上) 、B (880 点～999 点) 、C (750 点～879 点) 、D (750 点未満) ●建 築 : A (700 点以上) 、B (600 点～699 点) 、C (600 点未満) ●電 気 : A (660 点以上) 、B (520 点～659 点) 、C (520 点未満) ● 管 : A (690 点以上) 、B (580 点～689 点) 、C (580 点未満) ●その他 : W
ランクダウン	●該当事由により、90日間またはその事由が解消するまで、格付けが1つ下がります。 ●最下位ランクやWランクに格付けされた建設事業者においてランクダウンが発生した場合は、格付けが一時取り消されることになります。
格付けの例外措置	●Aランクに格付けされるには、以下(1)(2)両方の対応が必須です。片方でも未対応の場合、総合点数がAランクの基準を満たしていてもBランクとなります。 (1)公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習の受講 (2)独占禁止法の遵守体制の整備(以下4点すべて) ①独占禁止法遵守マニュアルの作成 ②独占禁止法に関する継続的な研修の実施 ③監査体制としての担当部署や担当者等の設置 ④従業員が相談・通報等できる窓口の設置 ●土木・建築・電気・管については、これらの業種に係る技術者が1名しかいない場合は、2名以上となるまでの間、総合点数にかかわらず最下位のランクに格付けされます。(土木についてはDランク、建築・電気・管についてはCランクになります。)
格付け一時取消し	●該当事由により格付けが一時取り消される場合は、その事由が解消するまで入札に参加できません。

2 発注基準

(1) 発注基準額

「発注基準額」とは、各ランクごとの入札に参加することができる予定価格帯のことです。

また、上位ランクになるほどより高い予定価格帯の工事に入札参加できるように設定されています。

(2) 工種ごとの発注基準額

土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事については、各ランクごとに発注基準額を、下記のとおり定めています。

ただし、工事の内容により入札参加可能な事業者が少ないと見込まれる場合は、下記の発注基準額によらないことがあります。

その他の工種については、複数のランク設定をしていませんので、あらかじめ定められた発注基準額はありません。

なお、「予定価格(税抜き)」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額です。

土 木 一 式 工 事	
ランク	発注基準額「予定価格(税抜き)」
A	3,000 万円以上
B	1,500 万円以上、3,000 万円未満
C	600 万円以上、1,500 万円未満
D	600 万円未満

建 築 一 式 工 事

ランク	発注基準額「予定価格(税抜き)」
A	3,000 万円以上
B	1,000 万円以上、3,000 万円未満
C	1,000 万円未満

(注) 上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。
ただし、和歌山市内発注の工事においては、Aランクの業者はBランクまで参加可能とします。

管 工 事

ランク	発注基準額「予定価格(税抜き)」
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

(注) 上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。
ただし、和歌山市内発注の工事においては、Aランクの業者はBランクまで参加可能とします。

電 気 工 事

ランク	発注基準額「予定価格(税抜き)」
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

(注) 上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。

3 地域要件

「地域要件」とは、入札に参加することのできる地域割りのことです。

「地域要件」は、予定価格に応じて設定することとしており、金額の高い工事ほど品質の確保、受注機会の拡大を考慮し、地域要件を広く設定します。

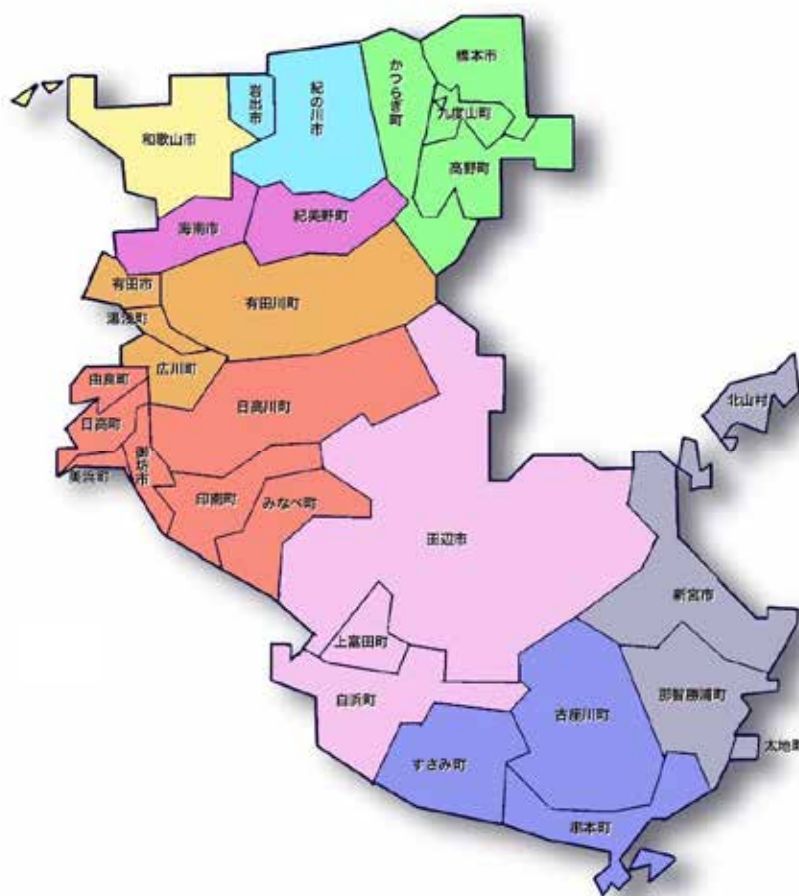
土木一式工事以外の業種については、あらかじめ地域要件は定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めることとしています。

【土木一式工事における地域要件】

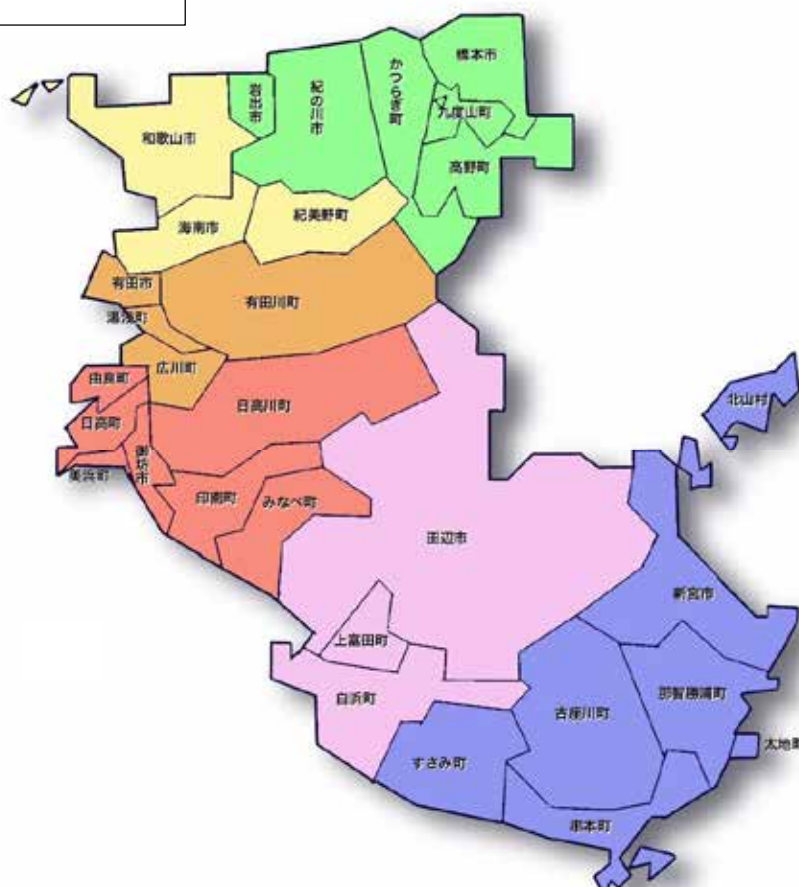
ランク	予定価格(税抜き)	地 域 要 件	
		ブロック数	地域割り(建設部の組み合わせ)
A	1億円以上	1	県 内 一 円
	5,000 万円以上	3	海草・海南・那賀・伊都
	1億円未満		有 田・日 高
			西牟婁・串本・新宮
	3,000 万円以上	6	海草・海南
			日 高
			那賀・伊都
	5,000 万円未満		西牟婁
			有 田
			串本・新宮
B C D	3,000 万円未満	9	海 草
			海 南
			那 賀
			伊 都
			有 田
			日 高
			西牟婁
			串 本
			新 宮

土木一式工事における地域要件

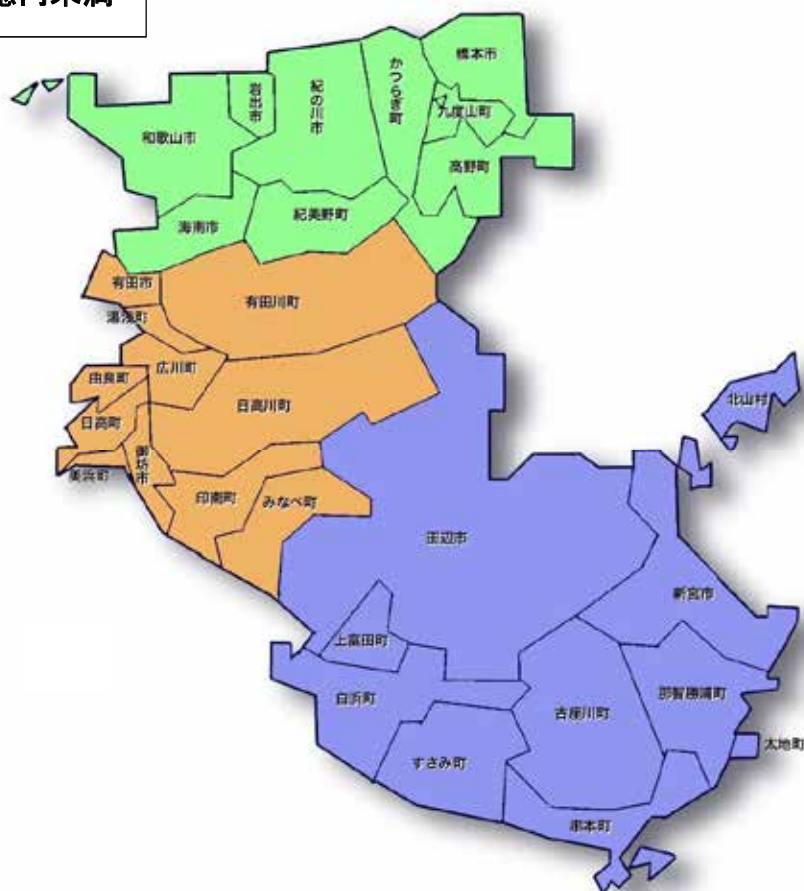
3000 万円未満



3000 万円以上 5000 万円未満



5000 万円以上 1 億円未満



1 億円以上



【ランク別 発注基準等整理表(土木一式工事の例)】

ランク	総合点数	入札方式	入札方法	発注基準 (設計金額の税抜き)	地域要件	総合評価	予定価格 (=設計金額)	ダンピング 対策	配置 技術者
A	1000～	条件付き一般競争入札	電子入札	1億円以上	県内一円	総合評価落札方式	事後公表	(事後公表) 調査基準価格	現場専任
				5000万円以上 1億円未満	3ブロック		事前公表		
				3000万円以上 5000万円未満	6ブロック				4500万円
B	880～999			1500万円以上 3000万円未満	建設部・事務所単位	最低価格落札方式	事前公表	(事後公表) 最低制限価格	他現場と兼任可能
C	750～879			600万円以上 1500万円未満					
D	～749			600万円未満					

4 入札参加資格条件の設定基準

(1) 設定基準

入札参加資格条件の設定については、入札の競争性、公平性、透明性の確保に留意し、下記のとおり取り扱うこととしています。

建設工事に係る条件付き一般競争入札における 入札参加資格条件の設定基準	
①	各発注機関の長は、工事内容を精査のうえ、原則として別紙に基づき入札参加資格条件を設定※すること。
②	高い専門性が必要な特殊な工事を除き、原則として20者以上が入札参加できる条件を設定すること。 ※ 当面、単純な鋼構造物（鉄桁橋、水門等）、道路区画線、さく井工事についてはこの限りではない。
③	県内に主たる営業所を有しない建設業者にも入札参加させる必要がある工事の入札参加資格条件はこの限りではない。 【例】 ・県内に主たる営業所を有する建設業者だけでは競争性の確保ができないと思われる工事（特殊・高度な鋼構造物の橋梁上部工など） ・県外企業の高度な技術力を必要とする工事で県内業者への技術移転が必要な工事（特定建設工事共同企業体工事） ・県内に施工可能な業者がない工事（橋梁上部工のプレストレスト工事など）
④	設定基準中、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいう。

※土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事（専門工事）は、専門的な技術や施工機械を必要とする工事であるため、入札公告において、技術者条件や施工実績等、専門工事の特性に応じた条件を付しています。なお、新規参入業者や実績を持たない業者にも入札参加機会が得られ、また施工の品質確保ができるよう、小規模な工事の施工実績の条件については、下請負人として自ら施工した実績についても入札参加が可能とするよう条件を緩和しています。

入札参加資格条件の設定基準

【土木一式工事】

発注区分 予定価格(税抜き)	地域要件 入札可能ランク 総合点数	技術者在籍条件	実績条件	その他条件
3億円以上	県内一円 Aランク 1300点以上 (同一管内業者は 1250点以上可)	土木一式工事(土木工 事業)の監理技術者が 5名以上在籍すること	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を求める 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を有する監理 技術者の配置を求める	土木工事業の特定建 設業の許可を受けて 継続して5年を経過 専任の監理技術者の 配置を求める
1億円以上 3億円未満	県内一円 Aランク 1100点以上 (同一管内業者は 1050点以上可)	土木一式工事(土木工 事業)の監理技術者が 3名以上在籍すること		
5000万円以上 1億円未満	3ブロック Aランク	なし	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を求めること ができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を有する主任 技術者又は監理技術者の配置を求める ことができる	予定価格(税抜き)7 千万円以上の工事に ついては、土木工事 業の特定建設業の許 可を求める
3000万円以上 5000万円未満	6ブロック Aランク (企業チャレンジモデル工事業 実施価で定める工事を除く)			
1500万円以上 3000万円未満	9ブロック Bランク			
600万円以上 1500万円未満	9ブロック Cランク		なし	なし
600万円未満	9ブロック Dランク			

※B、C、Dランクにおける入札参加可能事業者数が20者に満たないときは、原則、1つ上位のランクに認定された事業者が入札参加可能となる条件(上位ランク認定事業者全者の場合と、工事を施工する市町村に所在する事業者等に限定する場合があります。)を設定し発注します。

※海上工事については、本基準は適用しないものとします。

【建築一式工事】

発注区分 予定価格(税抜き)	入札可能ランク 総合点数	技術者在籍条件	実績条件	その他条件
3億円以上 5億円未満	Aランク 950点以上 (同一管内業者は 900点以上可)	建築一式工事(建築工 事業)の監理技術者が 5名以上在籍すること	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を求めること ができる	建築工事業の特定建 設業の許可を受けて 継続して5年を経過 監理技術者の配置を 求める
1億円以上 3億円未満	Aランク 850点以上 (同一管内業者は 800点以上可)	建築一式工事(建築工 事業)の監理技術者が 在籍すること	【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を有する監理 技術者の配置を求めることができる	建築工事業の特定建 設業の許可 監理技術者の配置を 求める
5000万円以上 1億円未満	Aランク 750点以上 (同一管内業者は 700点以上可)	なし	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を求めること ができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を有する主任 技術者又は監理技術者の配置を求める ことができる	予定価格(税抜き)7 千万円以上の工事に ついては、建築工事 業の特定建設業の許 可と監理技術者の配 置を求める
3000万円以上 5000万円未満	Aランク		なし	なし
1000万円以上 3000万円未満	Bランク			
1000万円未満	Cランク			

※和歌山県建設工事等実績認定審査会が認定した民間工事については工事实績として取り扱う場合があります。

※上記基準は、県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部(建築課)が発注する工事に適用します。

※地域要件(入札に参加することができる地域の範囲)については、あらかじめ定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めます。

※予定価格(税抜き)5億円以上は別途、案件ごとに条件を設定します。

【電気工事】

発注区分 予定価格(税抜き)	入札可能ランク 総合点数	技術者在籍条件	実績条件	その他条件
3億円以上 5億円未満	Aランク 910点以上 (同一管内業者は 860点以上可)	電気工事業の監理技術 者が3名以上在籍する こと	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を求めること ができる	電気工事業の特定建 設業の許可を受けて 継続して5年を経過 監理技術者の配置を 求める
1億円以上 3億円未満	Aランク 810点以上 (同一管内業者は 760点以上可)	電気工事業の監理技術 者が在籍すること	【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を有する監理 技術者の配置を求めることができる	電気工事業の特定建 設業の許可 監理技術者の配置を 求める
5000万円以上 1億円未満	Aランク 710点以上 (同一管内業者は 660点以上可)	なし	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を求めること ができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は 施工実績認定基準(平成21年1月22日 施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発 注の同種同等の工事实績を有する主任 技術者又は監理技術者の配置を求める ことができる	予定価格(税抜き)7 千万円以上の工事につ いては、電気工事 業の特定建設業の許 可と監理技術者の配 置を求める
3000万円以上 5000万円未満	Aランク		なし	なし
800万円以上 3000万円未満	Bランク			
800万円未満	Cランク			

※和歌山県建設工事等実績認定審査会が認定した民間工事については工事实績として取り扱う場合があります。

※上記基準は、県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部(建築課)が発注する工事に適用します。

※地域要件(入札に参加することができる地域の範囲)については、あらかじめ定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めます。

※予定価格(税抜き)5億円以上は別途、案件ごとに条件を設定します。

【管工事】

発注区分 予定価格(税抜き)	入札可能ランク 総合点数	技術者在籍条件	実績条件	その他条件
3億円以上 5億円未満	Aランク 940点以上 (同一管内業者は 890点以上可)	管工事業の監理技術者が3名以上在籍すること	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事实績を求めることができる	管工事業の特定建設業の許可を受けて継続して5年を経過監理技術者の配置を求める
1億円以上 3億円未満	Aランク 840点以上 (同一管内業者は 790点以上可)	管工事業の監理技術者が在籍すること	【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事实績を有する監理技術者の配置を求めることができる	管工事業の特定建設業の許可 監理技術者の配置を求める
5000万円以上 1億円未満	Aランク 740点以上 (同一管内業者は 690点以上可)	なし	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事实績を求めることができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事实績を有する主任技術者又は監理技術者の配置を求めることができる	予定価格(税抜き)7千万円以上の工事については、管工事業の特定建設業の許可と監理技術者の配置を求める
3000万円以上 5000万円未満	Aランク		なし	なし
800万円以上 3000万円未満	Bランク			
800万円未満	Cランク			

※和歌山県建設工事等実績認定審査会が認定した民間工事については工事实績として取り扱う場合があります。

※上記基準は、県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部(建築課)が発注する工事に適用します。

※地域要件(入札に参加することができる地域の範囲)については、あらかじめ定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めます。

※予定価格(税抜き)5億円以上は別途、案件ごとに条件を設定します。

施工実績認定基準に定める法人

（平成21年1月22日施行）

入札参加資格条件における実績条件で、国・地方公共団体と同様に、同種同等の工事として認められる法人は、次のとおりです。

①公共法人 （法人税法第2条第5号により規定される公共法人）

沖縄振興開発金融公庫	株式会社国際協力銀行	株式会社日本政策金融公庫
港務局	国立大学法人	社会保険診療報酬支払基金
水害予防組合	水害予防組合連合	大学共同利用機関法人
地方公共団体金融機構	地方住宅供給公社	地方公共団体情報システム機構
地方税共同機構	地方道路公社	地方独立行政法人
独立行政法人※	土地開発公社	土地改良区
土地改良区連合	土地区画整理組合	日本下水道事業団
日本司法支援センター	日本中央競馬会	日本年金機構
日本放送協会	福島国際研究教育機構	国立健康危機管理研究機構
※独立行政法人：その資本金の額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。		

②その他の法人

東京湾横断道路株式会社	関西エアポート株式会社
首都高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社	西日本高速道路株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社

5 入札参加資格停止

入札参加資格停止

和歌山県では、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく「入札参加資格の制限」とは別に、県発注工事の適正な施工を確保するため、県の建設工事等への入札参加資格を有する業者が工事事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づき、期間を定めて県発注工事のすべての競争入札に参加させないこととしています。

平成19年7月及び平成20年6月には、贈賄、談合、独占禁止法違反、暴力団などの不正行為に対し、より厳正に対応するため入札参加資格停止措置の強化なども行っています。

一方、平成20年6月には、入札参加資格停止について苦情手続き規定の整備を行ったところです。

なお、この入札参加資格停止措置を受けると、一定期間県発注の全ての工事等に入札参加できなくなることは勿論、県発注工事等の下請けをすることもできなくなります。

入札参加資格停止の措置は、不正行為等の抑止力とともに、不正行為等を行った業者を一定期間排除することによって、適正な競争入札の促進につながるものです。

入札参加資格停止の措置状況については、技術調査課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/simeiteisi/index.html>

主な措置要件	・ 契約違反 ・ 安全管理措置の不適切により生じた工事事故 ・ 贈賄 ・ 独占禁止法違反 ・ 談合 ・ 暴力行為 ・ 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反 ・ 暴力団関係
---------------	--

第3章

入札

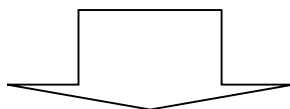
1 入札方式

(1) 入札方式

和歌山県では、現在すべての工事において電子入札方式により入札を行っています。

電子入札については、コスト削減や入札事務の効率化を図る目的から、平成18年8月に発表した当初の導入計画を1年前倒しするとともに、新「業者評価制度」に基づく発注基準を鑑みて平成20年6月から予定価格（税込み）500万円以上の工事を電子入札の対象としました。さらに予定価格（税込み）500万円未満の建設工事に対する電子入札の適用については、下記の導入経過のとおり段階的に進め、平成27年4月から電子入札が全面導入となりました。

当初発表（平成18年8月）の導入計画			
建設工事にかかる 電子入札適用範囲	平成19年6月～	平成20年6月～	平成21年6月～
	予定価格（税込み） 5千万円以上の工事	予定価格（税込み） 3千万円以上の工事	予定価格（税込み） 1千万円以上の工事



導 入 経 過			
建設工事にかかる 電子入札適用範囲	平成19年6月～	平成20年6月～	平成23年7月～
	予定価格（税込み） 5千万円以上の工事	予定価格（税込み） 5百万円以上の工事	すべての舗装工事
	平成26年6月～	平成27年4月～	
	予定価格（税抜き） 5百万円未満の 土木一式工事以外	すべての工事	

※なお、予定価格は平成26年4月から税抜き金額に変更となっており、「予定価格（税抜き）」とは予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいいます。

※電子入札を導入している県土整備部（地方機関を含む）、農林水産部（地方機関を含む）、公営企業課及び教育委員会事務局総務課については上記のとおりです。（なお、電子入札を導入していない発注機関（和歌山県警察等）についてはこの限りではありません。）

(2) 入札公告～落札決定までの手順 【電子入札方式】

電子入札方式における入札の流れ

① 入札公告等の閲覧

県のホームページに掲載されている入札公告を、建設業者の方がご自身で確認し、入札参加条件を見て、入札参加を希望する建設工事を選択します。
設計図書等についても、県のホームページに掲載されています。



② 質問及び回答の閲覧

工事毎に示される質問期間には、その工事についての質問を受け付けています。
回答は県のホームページに掲載されます。



③ 入札書の提出

「電子入札システム」により入札書を提出します。



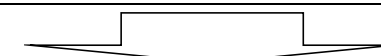
④ 技術資料の提出

事後審査方式であるため、最低価格入札者等となった場合は、発注機関からの連絡により技術資料等を提出します。



⑤ 入札経過の閲覧

最低価格入札者等とならなかった場合でも、開札状況は県のホームページで閲覧できます。



⑥ 落札決定

発注機関が最低価格入札者等について入札参加資格等の確認を行い、落札決定を行います。



⑦ 入札結果の閲覧

落札決定がなされた工事の入札結果は、県のホームページで閲覧できます。

① 入札公告等の閲覧

電子入札方式における入札の流れに沿った個別事項については、次のとおりです。（以下同じ。）

＜事前準備＞

パソコンを使って設計図書を閲覧したり、電子入札を行ったりするためには、事前に準備しなければならない事項があります。（※電子入札の項目を参照してください。）

＜主な内容＞

- ①パソコン、ソフトウェア、インターネット回線の準備
- ②ICカードの購入
- ③パソコンの設定
- ④システムの利用者登録

県ホームページの「公共工事等電子入札システム」内の「入札情報システム」入口から入ります。入札公告はどなたでも閲覧・ダウンロードができます。また、設計図書及び技術資料作成要領等はその工事の業種に入札参加している方が閲覧・ダウンロードできます。

※技術資料作成要領は、その工事の入札参加に必要な資格要件を証明する資料の作成方法を記載した文書です。なお、総合評価落札方式による場合は、技術提案作成要領となります。「入札情報システム」の検索機能を用いて、効率的に案件を絞り込むことが可能です。

② 質問及び回答の閲覧

入札公告に示されている質問期間に、その工事の設計図書等について質問をすることができます。質問及び回答の事項については、「入札情報システム」でどなたでも閲覧・ダウンロードできます。

③ 入札書の提出

県ホームページの「公共工事等電子入札システム」内の「電子入札システム」入口から入ります。次に、入力画面に入札金額等を入力し、必要な書類を添付の上、入札書提出ボタンを押すことにより、入札書を提出します。

紙の入札と同様に、入札書は一度提出すると書換え、引換え、変更、取り消しはできません。

入札に当たっては、技術調査課のホームページや「入札情報システム」の「重要なお知らせ」等により、制度改定の内容や個別案件の留意事項を十分確認してください。

④ 技術資料の提出

最低価格入札者等となった場合は、発注機関から連絡がありますので、技術資料等を提出します。

提出期限は、発注機関から提出を求められた日から起算して2日以内（提出を求められた日の翌日まで。ただし、休日等を含まない。）です。

⑤ 入札経過の閲覧

「入札情報システム」では工事毎の開札状況を閲覧・ダウンロードできます。

⑥ 落札決定

当該入札に参加された方は、「電子入札システム」にて落札者、落札金額が記載された落札決定通知書を確認できます。

⑦ 入札結果の閲覧

落札決定後、「入札情報システム」でどなたでも入札結果が閲覧・ダウンロードできます。

2 電子入札

和歌山県公共工事等電子入札

(1) 電子入札

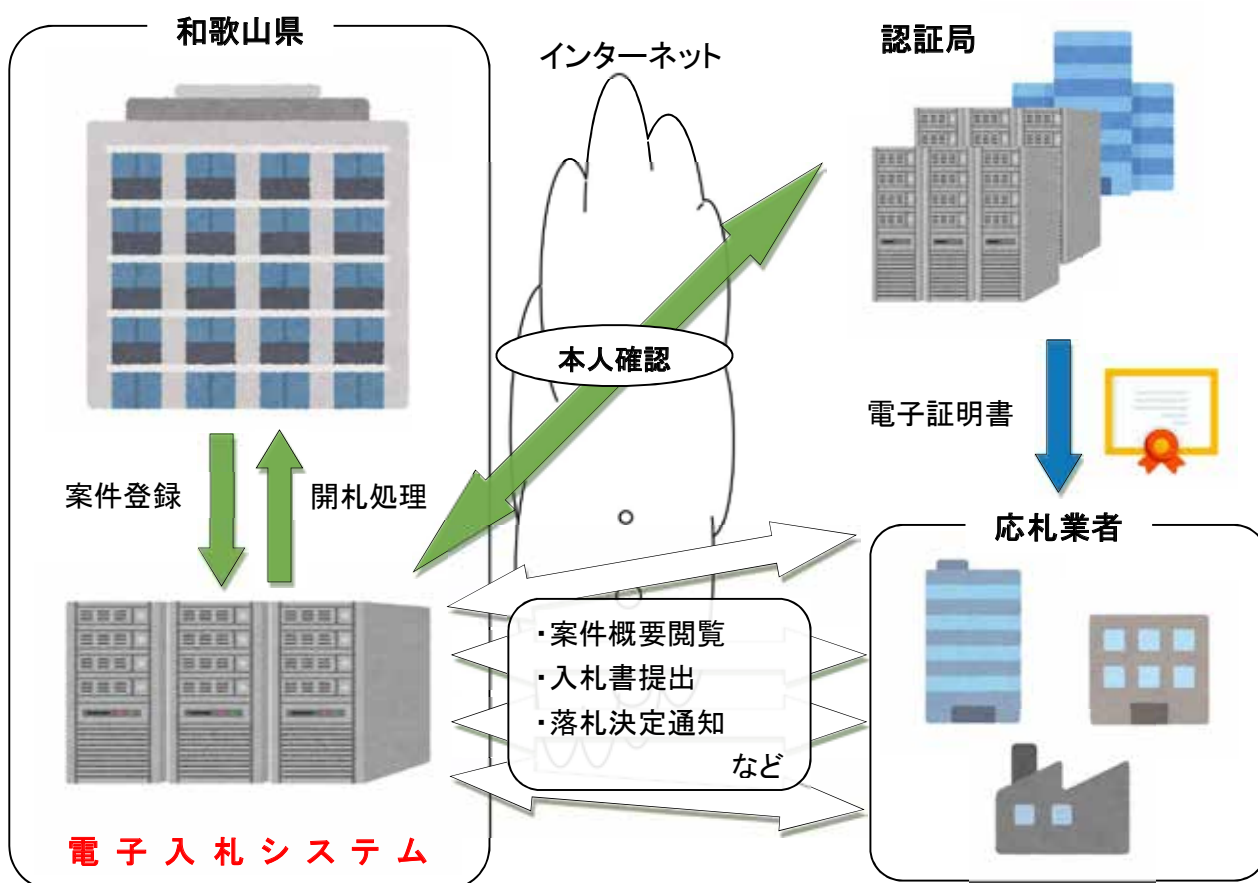
従来、紙で行っていた、応札等の入札手続きを、パソコンを利用し、インターネットを通じて行うものです。

- ・ 応札者及び発注者のコスト削減や事務の効率化を図ります。
- ・ 国土交通省や多数の自治体で運用されている電子入札システムを採用しています。

※和歌山県公共工事等電子入札システムは、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が開発した電子入札コアシステムをベースに、和歌山県の入札制度等に対応するようにカスタマイズしたシステムです。

- ・ システムの利用時間は平日の9時から17時30分までです。なお、土・日、祝日、長期休暇期間（4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日及び12月29日から翌年の1月6日までの日）はご利用できません。
- ・ 和歌山県公共工事等電子入札システムでは、落札決定等に関して別途eメールでのお知らせは行いません。システムへログインして各種通知等をご確認ください。

電子入札イメージ



(2) 電子入札の適用

建設工事	すべての工事
------	--------

電子入札にご参加いただくためには、パソコン、ソフトウェア、IC カード等をご準備いただくほか、パソコンの設定や利用者登録が必要となります。詳細は和歌山県公共工事等電子入札システムのホームページをご覧ください。

和歌山県公共工事等電子入札システム
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html

和歌山県が実施する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札情報(一部の発注機関は除く)は、和歌山県公共工事等入札情報システムのホームページからご覧いただけます。
https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/

(3) ヘルプデスク(問い合わせ対応窓口)

入札情報システム及び電子入札システムを利用する方に対するサポートを実施しています。

- 0120-032-092(フリーダイヤル)
(対応時間: 平日9:00~17:30)
- E-mail アドレス nyusatsu.wakayama.fs@hitachi-systems.com

例えば	・電子入札の参加準備について ・システムを利用するためのパソコン設定について ・システムの操作方法について ・システム操作時のエラーに関する対処について ・トラブルに関する対処について	などにお答えします。
-----	--	------------

3 最低制限価格と調査基準価格

(1) 最低制限価格と調査基準価格

工事の品質確保やダンピング防止のため、最低制限価格及び調査基準価格を設定しています。

	説 明
最 低 制 限 価 格	契約内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で設定する価格のことで、この価格を下回った場合は自動的に失格となります。
調 査 基 準 価 格	契約内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を行う基準となる価格のことで、この価格を下回った場合は当該入札価格で適正な工事の施工が可能か調査を行った上で、落札者を決定しています。

(2) 最低制限価格と調査基準価格の適用範囲

最 低 制 限 価 格	総合評価落札方式を適用しない工事
調 査 基 準 価 格	総合評価落札方式を適用する工事

最低制限価格、調査基準価格ともに、開札後に金額を公表（事後公表）しています。

平成20年6月1日以降の入札公告から、最低制限価格及び調査基準価格の算出の基礎となる価格に一定の範囲で無作為（ランダム）に発生させた係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額としています。

(3) 最低制限価格と調査基準価格の算出方法

$$\text{最低制限価格} \cdot \text{調査基準価格} = \text{基準額} \times \text{ランダム係数}$$

※基準額に係数を乗じた価格が、予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75相当額となります。

①「基準額」の算出方法

基準額とは、最低制限価格及び調査基準価格の算出の基礎となる価格のことです（消費税込み）。

基準額の算出方法は、以下の算定式に基づき算出します。ただし、算出した価格が予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75となります。

種 別	基 準 額 の 算 出 式
建 設 工 事	最低制限価格を算出する場合 直接工事費 の 100% + 共通仮設費 の 90% + 現場管理費 の 90% + 一般管理費 の 68% ×(1+消費税率)
	調査基準価格を算出する場合(予定価格(税抜き)1億円未満) 直接工事費 の 100% + 共通仮設費 の 90% + 現場管理費 の 90% + 一般管理費 の 68% ×(1+消費税率)
	ただし、予定価格(税抜き)1億円以上の場合、直接工事費の97%とする。 ※ 営繕工事における「直接工事費」及び「現場管理費」の取り扱いについて 「直接工事費」: 設計図書にある直接工事費から現場管理費相当額(*)を減じた額 「現場管理費」: 設計図書にある現場管理費に現場管理費相当額(*)を加えた額 * 現場管理費相当額: 設計図書にある直接工事費に10%を乗じた額

②「ランダム係数」の算出方法

- ・電子入札方式については、各業者の応札時間（入札書受付日時）を元に自動的に算出されます。
- ・持参方式については、暗号化などのセキュリティ強化に使われる「乱数」を使用して、電子計算機により自動的に算出されます。



○ランダム係数は、入札案件ごとに1回しか発生できないシステムとなっており、開札時まで誰にもわかりません。

○開札後、入札経過書にて、ランダム係数を公表します。

種 別	ランダム係数
建設工事	『 0. 9850～1. 0150 』 の0. 0001刻みの301通りの数値 (小数点以下第4位まで算出)

第4章

総合評価落札方式

1 総合評価落札方式

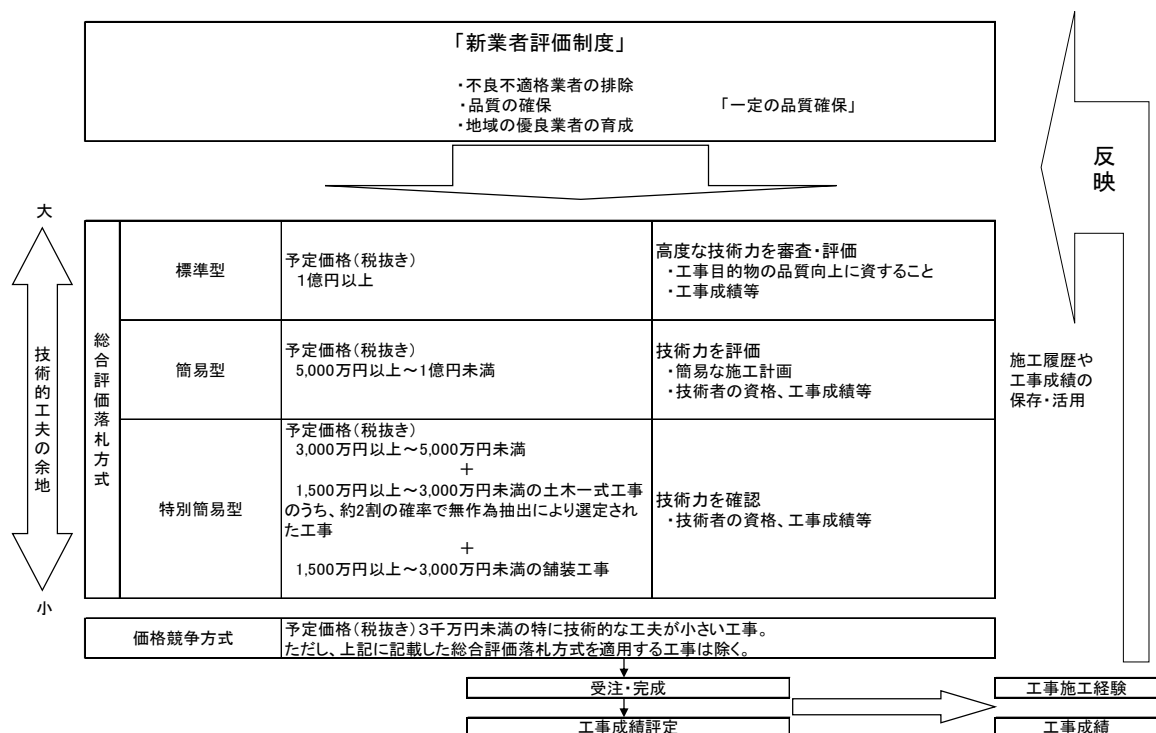
(1) 総合評価落札方式

公共工事に関しては、その受注をめぐる価格面での競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者が多くなることにより、工事の品質低下が懸念されてきました。

そのため、価格と品質で総合的に優れた調達を実施することが必要と考えられ、具体化されたのが「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月施行）（通称 品確法）に位置付けられた総合評価落札方式です。

和歌山県では、新「業者評価制度」により一定の品質確保を図るとともに、個別工事ごとにより一層の品質確保を図るため、原則として予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約4割の確率で無作為抽出により選定された工事、予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び予定価格（税抜き）3,000万円以上の全ての工事、総合評価落札方式を導入しています。

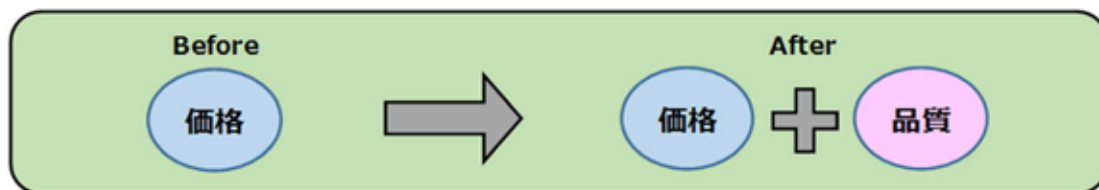
和歌山県の実情にあった総合評価の体系図



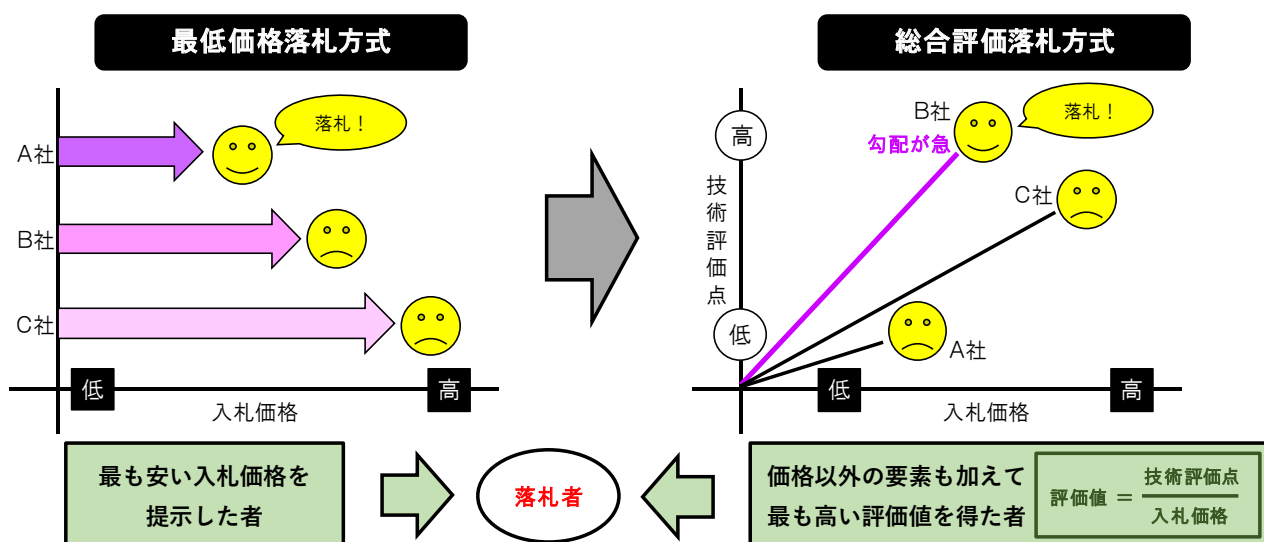
※総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型」のほか、「施工体制確認型」、担い手確保のための「モデル工事」があります。

■ 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい落札方式のことです。



(2) 最低価格落札方式(これまでの方式)と総合評価落札方式の違い



「最低価格落札方式」と「総合評価落札方式」の比較表

項目	【最低価格落札方式】	【総合評価落札方式】
	予定価格(税抜き)3,000 万円未満 ただし、予定価格(税抜き)1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事のうち約 4 割 の確率で選定された工事、及び予定価格 (税抜き)1,500 万円以上 3,000 万円未満の 舗装工事を除く	予定価格(税抜き)3,000 万円以上 + 予定価格(税抜き)1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事のうち約 4 割 の確率で選定された工事 + 予定価格(税抜き)1,500 万円以上 3,000 万円未満の舗装工事
入札公告	工事ごとに、工事の概要や入札に参加するための 条件を公告します。 公告は、県のホームページで閲覧できます。	左記の内容に加えて、総合評価に関する事項(総 合評価の方法や落札者決定基準等)を公告しま す。
技術提案(技術 資料)作成要領	入札公告に示した入札参加条件や入札参加資 格を満たすことを証明する資料の作成方法や提 出方法が記載されています。 【技術資料作成要領】	左記の内容に加えて、総合評価に用いる技術提案 の作成方法や提出方法、その証明資料の作成方 法や提出方法が記載されています。 【技術提案作成要領】
入札参加方法	公告で示された入札に参加するための条件(ラ ンク・点数・地域要件・施工実績・技術者等)を満 たしている方なら、どなたでも入札に参加するこ とができます。 入札参加資格の認定を受けている事業者自ら が、入札に参加する工事を選定し、入札に参加 します。	左と同じです。
入札	入札書、工事費内訳書及び入札担当者連絡票 を入札公告や技術資料作成要領に示された方 法で提出します。	左記の内容に加えて、入札公告や技術提案作成 要領に示された技術提案(提案様式)を提出しま す。
資格審査等	最低価格入札者に対し、技術資料の提出を求 め、その工事の入札参加条件を満たしているか の審査を行います。	最高評価値入札者に対し、書面による技術提案の 提出を求め、入札時に提出された技術提案の確認 審査や、その工事の入札参加条件を満たしている かの審査を行います。
落札決定	開札を行い、予定価格以下で最低制限価格を 下回らない最も低い価格の応札者が落札予定 者となり、最低価格入札者が入札参加条件を満 たしている場合、落札決定が行われ落札者とな ります。	開札を行い、予定価格以下で入札公告に示された 総合評価の方法により算定された評価値が最大と なる応札者(入札金額が調査基準価格を下回った 者は、低入札価格調査の結果、適合した履行がな されないおそれがないと認められた者に限る。)が 最高評価値入札者となり、入札参加条件を満たし ている場合、落札決定が行われ落札者となりま す。

(3) 総合評価落札方式の型式と適用金額

型式	適用金額 [予定価格(税抜き)]	方式の概要
標準型	1億円以上	高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、工事目的物の品質向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し(数値方式)、又は定性的に表示する(判定方式・順位方式)ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
簡易型	5,000万円以上 1億円未満	技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの
特別簡易型	「3,000万円以上 5,000万円未満」 ＋ 「1,500万円以上 3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で選定された工事」 ＋ 「1,500万円以上 3,000万円未満の舗装工事業の工事」	技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

予定価格(税抜き)	通常	経済対策用措置
1億円以上	標準型	標準型(※2)
5,000万円以上1億円未満	簡易型	特別簡易型(※1)
「3,000万円以上 5,000万円未満」＋ 「1,500万円以上 3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で選定された工事」＋「1,500万円以上 3,000万円未満の舗装工事業の工事」	特別簡易型	

(※1)平成21年2月から予定価格(税抜き)5千万円以上1億円未満の工事における総合評価落札方式について、特別簡易型を適用しています。

(※2)令和2年1月から国土(県土)の強靱化を推進するとともに、災害等の早期復旧に向けて更なる入札執行の迅速化を図るため、予定価格(税抜き)1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事について、令和3年4月からその他の事業に関する工事についても、標準型ではなく特別簡易型を適用できることとしています。

※総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型」のほか、「施工体制確認型」、担い手確保のための「モデル工事」があります。

2 評価の方法

(1) 評価値の算出方法

総合評価落札方式では、評価値の最も高い応札者が落札者となります。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとします。

評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5$$

- 評価値は小数点第4位止めとし、小数点第5位を四捨五入し、標準点は100点です。
- 具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知します。

(2) 総合評価落札方式の型式

総合評価落札方式の形式別の評価項目及び配点(土木一式工事の例)

特別簡易型

予定価格(税抜き)3,000万円以上
5,000万円未満の工事
+
予定価格(税抜き)1,500万円以上
3,000万円未満の舗装工事の工事
+
予定価格(税抜き)1,500万円以上
3,000万円未満の土木一式工事の
うち約2割の確率で選定された工事

簡易型

予定価格(税抜き)5,000万円以上
1億円未満の工事

標準型

予定価格(税抜き)1億円以上の工事

標準型

県内業者に入札参加を
限定する工事

県外業者も入札参加が
可能な工事

技術者の能力	技術者の工事成績(1)	6.1点
	技術者が保有する資格(1)	
	CPD(継続教育)の有無(1)	
地域貢献	本店の有無(1)	(3.1)
	大規模災害時の協定締結(1)	
	県産品の積極利用(1)	
	県内開発建設技術(0.1)	

簡易な施工計画(2)		8.1点
技術者の能力	技術者の工事成績(1)	6.1点
	技術者が保有する資格(1)	
	CPD(継続教育)の有無(1)	
地域貢献	本店の有無(1)	(3.1)
	大規模災害時の協定締結(1)	
	県産品の積極利用(1)	
	県内開発建設技術(0.1)	

具体的な技術提案(5)		11.1点
技術者の能力	技術者の工事成績(1)	6.1点
	優良工事表彰受賞の有無(1)	
	CPD(継続教育)の有無(1)	
地域貢献	本店の有無(1)	(3.1)
	大規模災害時の協定締結(1)	
	県産品の積極利用(1)	
	県内開発建設技術(0.1)	

具体的な技術提案(5)		11.1点
企業の能力	県内での優良工事実績(2)	6.1点
	技術者の工事成績(1)	
技術者の能力	CPD(継続教育)の有無(1)	(2.1)
	本店の有無(1)	
地域貢献	県産品の積極利用(1)	(2.1)
	県内開発建設技術(0.1)	

(備考)

県内開発建設技術を使用出来ない工事においては、県内開発建設技術(0.1)の評価内容を削除するものとする。

(3) 特別簡易型落札者決定基準

特別簡易型											
・予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事に適用 ・予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用											
評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考					
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の場合】 ※主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人、監理技術者補佐のいずれも担当した対象工事がない場合は、主任技術者として担当した契約額が1,500万円未満の舗装工事業の工事を対象とする。 【共通】 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
			②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0							
			③55点未満	-1.0							
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。				
			②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5							
			③上記以外	0.0							
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用				
			②2級舗装施工管理技術者	0.5							
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0							
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。				
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5							
			③なし	0.0							
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0	必須	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。				
			②上記以外	0.0							
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。				
			②なし	0.0							
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①	過去3年間に工事成績評価結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評価結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評価結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。			
				同 2件以上5件未満	0.5						
				②過去1年間に工事成績評価結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0						
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0						
		県内開発建設技術		④上記①②③以外	0.0						
				⑤過去3年間に工事成績評価結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1				0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評価結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1						
		⑦上記⑤⑥以外	0.0								
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】				
			②上記以外	0.0							
以上 7. 1点以内で、換算は行わない											

※1 年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士(5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士(5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

特別簡易型(Bランク)

予定価格(税抜き) 1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で選定された工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	／ 1.0	※配置予定技術者が主任技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
			②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0				
			③55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。		
			②2級土木施工管理技士(土木)	0.5				
			③上記以外	0.0				
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
			③なし	0.0				
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／ 1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】		
			②上記以外	0.0				
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／ 1.0			
			②なし	0.0				
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／ 1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。	
				同 2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0				
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
		④上記①②③以外			0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／ 0.1			【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1				
			⑦上記⑤⑥以外	0.0				

以上6.1点で、換算は行わない

(4) 簡易型 落札者決定基準

簡易型 予定価格（税抜き） 5, 000万円以上1億円未満の工事に適用							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等 についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須		
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5				
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0				
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5				
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績 の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1, 500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1, 500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0				
		③55点未満	-1.0				
	(2)主任（監理）技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。 ※1	
		②2級土木施工管理技士（〇〇）	0.5				
		③上記以外	0.0				
	(3)主任（監理）技術者の 保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(4)継続教育（CPD）の 取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。	
		②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5				
		③なし	0.0				
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3
			②上記以外	0.0			
(2)大規模災害時の 協定締結		①あり	1.0	1.0	〔選択〕	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。	
		②なし	0.0				
(3)県産品、リサイクル 製品の積極利用		① 過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	同 2件以上5件未満	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5			
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0				
		③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0				
		④上記①②③以外	0.0				
		⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1				
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
⑦上記⑤⑥以外	0.0						
担い手確保	(1)資格を有する技能者の 現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	〔選択〕	〔塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）〕	
		②上記以外	0.0				
以上 9. 1点以内で、換算は行わない							

※1 年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士（5年以上）	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士（5年未満）	0.5
	③上記以外	0.0

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内（ただし和歌山市内に限る）に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内（ただし海南工事事務所管内に限る）に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

(5) 標準型(県内業者限定工事)落札者決定基準

標準型 県内企業限定工事対象 予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用												
評価項目		評価内容		評価基準		配点	得点	備考				
具体的な技術提案		(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価		0～5	5.0	必須				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上		1.0		1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$		1.0 ～ -1.0								
		③55点未満		-1.0								
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者		1.0		1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用			
		②2級舗装施工管理技術者		0.5								
		③舗装施工管理技術者の資格なし		0.0								
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり		1.0		1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、【○○】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)			
		②なし		0.0								
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0		1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。			
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5								
		③なし		0.0								
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する		1.0		1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。			
		②上記以外		0.0								
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり		1.0		1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用			
		②なし		0.0								
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり		1.0		1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		②なし		0.0								
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①	過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0		1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。		
				同 2件以上5件未満	0.5							
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0								
				1.0								
		③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0									
			0.0									
県内開発建設技術		⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1		0.1	0.1					(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			0.1									
	⑦上記⑤⑥以外		0.0									
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置		1.0		1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】			
		②上記以外		0.0								
以上 13.1点以内で換算は行わない												

(6) 標準型(県外業者参入工事)落札者決定基準

標準型 県外企業を含む入札 予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用							
評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価	0～5	5.0	必須	
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。	
		②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5				
		③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0				
		④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5				
		⑤上記以外	0.0				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、また、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0				
		③55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須		
		②上記以外	0.0				
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く	
		②なし	0.0				
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
		県内開発建設技術	④上記①②③以外	0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1			
⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1				
⑦上記⑤⑥以外			0.0				
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】	
		②上記以外	0.0				
以上 13. 1点以内で換算は行わない							

(7) 技術提案

【簡易型で求める簡易な施工計画と標準型で求める具体的な技術提案の相違点】

簡易な施工計画	発注者が示す仕様どおりに適切に施工できる能力(施工の確実性)を評価	共通仕様書に書かれているような一般的な事項でも、当該工事の施工で、特に配慮が必要と考えられる内容について書かれていれば評価される。
具体的な技術提案	発注者が示す標準的な仕様を超える技術力を評価	共通仕様書に書かれているような一般的な事項は評価されない。 施工上の工夫など品質の向上に資する提案が評価される。

総合評価方式（標準型）において求める「具体的な技術提案」例

工事内容		具体的な技術提案
トンネル		・コンクリートの強度や品質向上
		・工事による騒音の低減
		・工事による振動の低減
橋梁	上部 (P C)	・コンクリートの強度や品質向上
	上部 (メタル)	・P C鋼材の品質向上
		・床版コンクリートの強度や品質向上
	下部	・鋼材の腐食防止
		・コンクリートの強度や品質向上
道路改良	共通	・濁水の低減
		・現道交通の安全確保
		・コンクリートの強度や品質向上
		・盛土の品質向上
下水道		・濁水の低減
		・管路の止水性の向上
		・既設構造物への影響の抑制方法
港湾		・上部コンクリートの強度や品質向上
		・安全管理や事故防止対策
		・濁りの拡散低減
河川（浚渫）		・騒音・振動の低減
		・濁りの拡散低減
営繕	建築	・外壁の仕上げにおける施工管理・品質管理
		・コンクリートの強度や品質向上
		・第三者に対する安全対策
	電気	・電力ケーブルの維持管理
		・当該施設の省エネ対策
		・工事中における安全対策
	設備	・空気調和機器の省エネ対策
		・配管工事における耐震補強
		・工事中における安全対策

【技術提案にかかる留意点】

- 簡易な施工計画や具体的な技術提案において、「具体的な提案」の項目に記載のない場合又は提案が基準に適合しない等、適正でない場合は失格となることがあります。
 - 工事名等に記載間違いがないこと。
 - 技術提案は確実に施工ができるものとする。
 - 技術提案は施工の確実性を求める為、具体的に記載すること。また曖昧な表現としないこと。
 - 枚数制限がある場合は、制限を守ること。（制限を超えた場合は評価の対象から外します。）
 - 提案を他社から聞き出すようなことはしないこと。また、他社と協議して作成しないこと。
 - 技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映すること。
 - 技術提案の履行確認については、監督員に立会を求めるとともに、写真等による記録を残すこと。
 - 受注者の責で採用された技術提案のとおり施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある。
- また、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。
- 「県産品・リサイクル製品の積極利用」において、県産品等の使用を提案した場合の不履行が確認された場合には、工事成績の減点を行うものとする。

(8) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式を実施する場合には、地方自治法及び同法施行令に基づき「落札者決定基準を定めるとき」にあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととしています。また、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は、「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴くこととしています。

この学識経験者の意見聴取については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を設置し、意見を聴いています。

(9) 総合評価の実施状況

総合評価の実施状況は、本格導入した平成20年度は284件となっており、それ以降の実施率は概ね7割程度で推移していましたが、令和6年度は512件の工事で実施し、近年の実施率は7割以上となっています。総合評価落札方式を本格導入した平成20年度以降、その工事成績評定点は年々上昇し、近年の平均点は70点台後半となっており、総合評価落札方式で発注した工事は、より高い品質が確保されていると考えています。

総合評価実施状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総合評価件数 (件)	81	284	472	478	590	594	586	572	387	466	392	563	610	685	750	521	547	512
総合評価金額 (億円)	130	333	363	348	540	493	531	420	376	397	262	438	440	624	756	507	414	425
総合評価実施率 (金額ベース%)	31	66.7	72.6	70.4	78.1	79.5	76.8	74.5	74.4	75.1	64.7	74.1	74.5	77.8	82.2	80.8	75.1	78.9

工事成績評定点

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
成績評定点	69.5	72.2	73.2	74.8	74.2	73.6	75.8	76.9	77.3	78.1	78.7	78.3	78.4	77.8	76.4	77.1	77.5	78.0

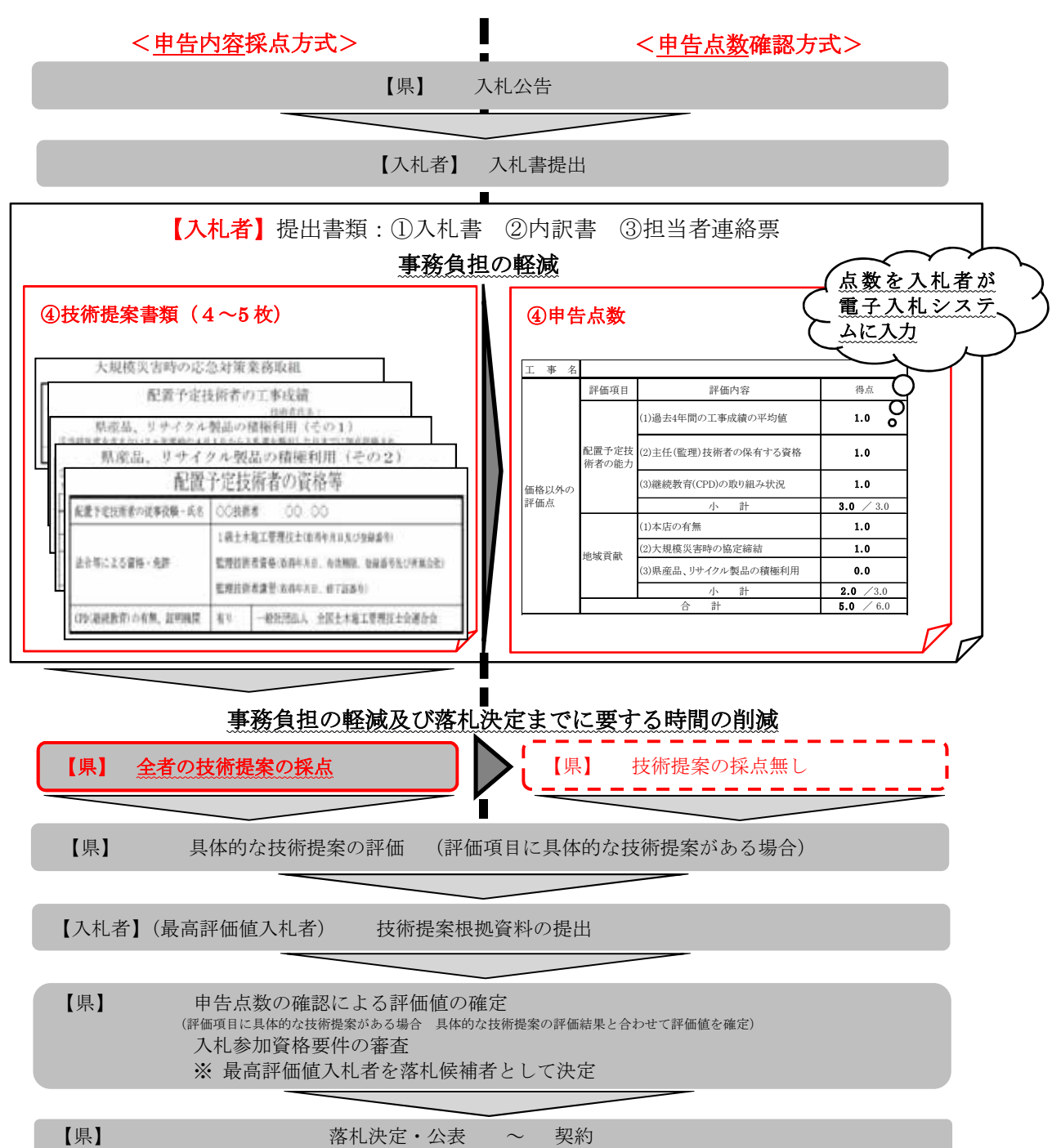
※上表は予定価格（税抜）3,000万円以上で算出

(10)総合評価落札方式における入札手続きの効率化 (申告内容採点方式から申告点数確認方式への変更)

総合評価落札方式の建設工事における客観的な採点を行う項目（具体的な技術提案を除く）について、平成30年6月1日以降に入札する建設工事より、入札者が入札書と併せて提出していた技術提案書類（4～5枚）に代わり、申告点数を入札者が自ら記入した申告点数表（1枚）を提出する方式へ変更し、入札者及び発注者の事務負担の軽減並びに落札決定までに要する時間の削減を図ってきました。

令和3年6月1日以降、さらなる入札事務の効率化を図るため、事情により紙入札を行う場合を除き、電子入札システムに申告点数を入力する方法に改正しました。

○入札事務手続き図：建設工事の例



第5章

工事費の積算

1 工事費の積算

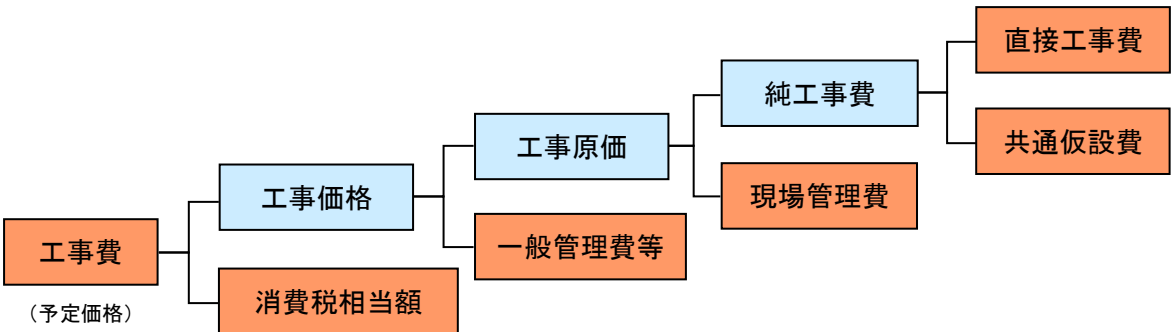
(1) 積算

積算とは	材料費・労務費・経費等の費用を積み上げ、工事に必要な費用を算出することです。発注者は、主に事業計画の作成や標準的な施工方法による予定価格の算出のために行います。受注者は、発注者の意図する目的物を完成させるための工事費等を算出するために行います。
------	--

- 和歌山県では、国や県が調査した各種単価（資材単価、労務単価、市場単価）と国土交通省が標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い定めた積算基準に準じて工事費の積算をしています。
- 設計書の作成にあたっては、現場条件を的確に反映した積算に努めることとしています。
また、発注者と受注者が対等な立場に立ち、現場での問題点に対し迅速に対応するとともに、現場条件等の変更に伴う工事量の増減等に対しては、必要な契約変更を行うこととしています。

(2) 工事費の基本構成

工事費（予定価格）の基本構成及びそれぞれの費用の内容は次のとおりです。



【一般土木工事の例】

工事費（予定価格）	直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等 + 消費税相当額
直接工事費	労 務 費 + 材 料 費 + 直接経費 + 諸 雑 費
直 接 経 費	特許使用料 + 水道光熱電力料 + 機械経費
諸 雑 費	当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に一括計上する費用（原則、工事単体毎に算出）

	項 目	主 な 内 容	積算方法	備考
共通 仮設 費	運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬等に要する費用 など	直接工事費 × 経費率 + 積上分	経費率は、 共通仮設 費率として 一括計上 する。 (分解でき ない)
	準備費	準備及び後片付けに要する費用 調査・測量、丁張等に要する費用 準備として行う伐開に要する費用 など	直接工事費 × 経費率 + 積上分	
	事業損失 防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音・振動等に起因する事業損失を 未然に防止するための仮施設の設置撤去、調査に要する費用 など	積上	
	安全費	安全施設等に要する費用 安全管理等に要する費用 など	直接工事費 × 経費率 + 積上分	
	役務費	土地の借上げ等に要する費用 電力、用水等の基本料 電力設備用工事負担金	積上	
	技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用 出来形管理のための測量等に要する費用 工程管理のための資料の作成等に要する費用 など	直接工事費 × 経費率 + 積上分	
	営繕費	現場事務所、試験室等の営繕に要する費用 労働者の輸送に要する費用 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	直接工事費 × 経費率 + 積上分	

	主 な 内 容	積算方法	備考
現場 管理 費	労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当 (現場従業員)、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、 交際費、補償費、外注経費、工事登録等に要する費用 など	純工事費 × 経費率	

	主 な 内 容	積算方法	備考
一般 管理 費等	役員報酬、従業員給料手当(本支店従業員)、退職金、法定福利費、福利厚生 費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、 広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発 費償却、租税公課、保険料、契約保証費、付加利益(法人税、都道府県民税、 市町村民税、株主配当金、役員賞与、支払利息) など	工事原価 × 経費率	

○ 経費率は、全国統一の基準で設定されています。経費率は市販本にも掲載されています。

第6章

成績評定と優良工事表彰

1 成績評価

(1) 工事成績評価

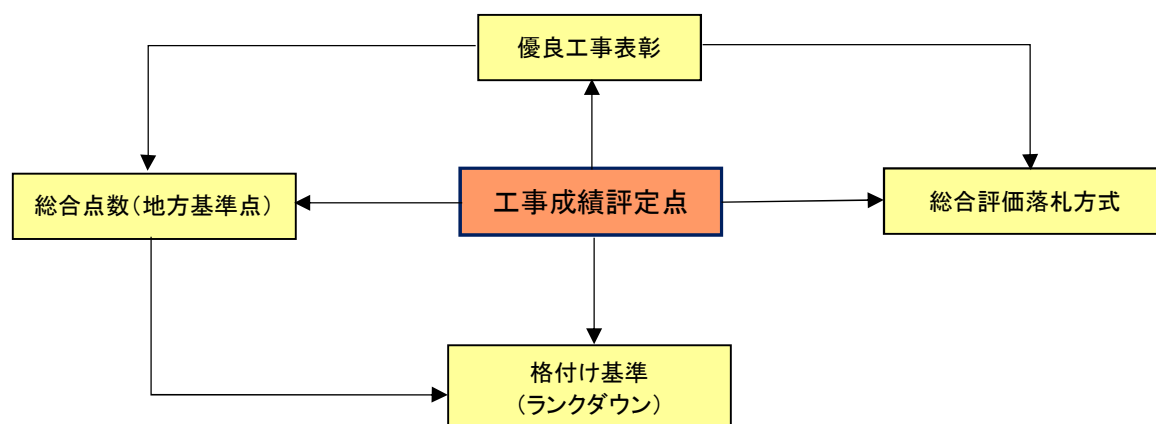
和歌山県県土整備部工事成績評価要領及び和歌山県県土整備部工事成績評価要領（建築・設備工事等）に基づき工事成績評価を行います。

①工事成績評価

評価の目的	厳正かつ適確な評価の実施を図ることにより、受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的としています。
評価の対象	評価は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事について行います。
評価の方法	○評価は、工事請負契約ごとに行います。 ○評価は、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行います。 ○監督員及び担当課長等は、和歌山県建設工事請負契約書第32条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（一部完成）後に、監督により確認した事項に基づいて評価を行います。 ○検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づいて評価を行います。

②工事成績評価の用途

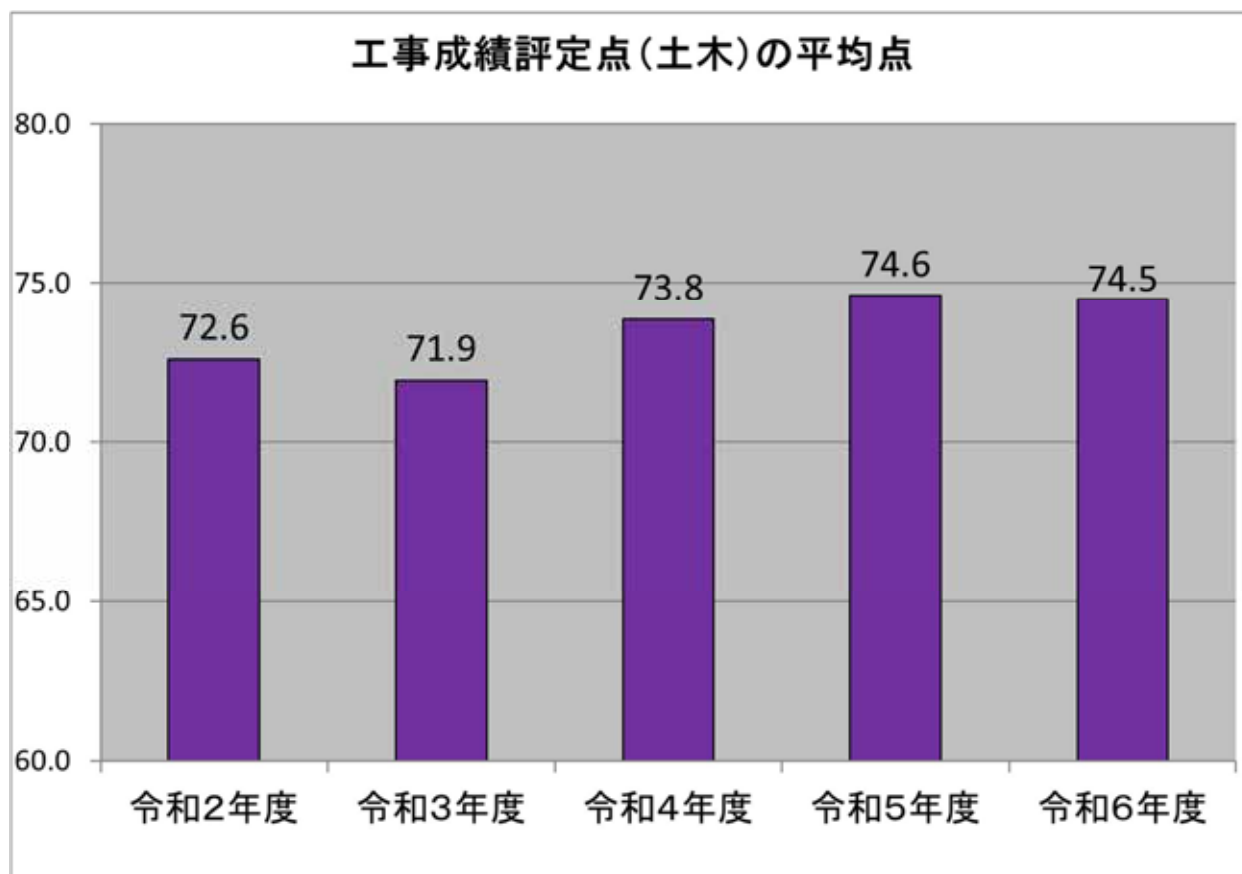
受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上のため、工事成績評価は、優良工事表彰、総合点数（地方基準点）、格付け基準（ランクダウン）、総合評価落札方式に使用しています。



(2) 最近の評定値の分布状況

最近5年間の工事成績評定点の状況は、次のようになっています。

【表－1】 工事成績評定点(土木一式工事)の平均点



2 優良工事表彰

(1) 優良工事表彰の目的

和歌山県では、良質かつ経済的な社会資本整備をめざし、県内建設業者の技術力の向上に取り組んでいます。

その一環として、県が発注した建設工事のうち、優秀な技術と適正な施工により品質、出来映え等が優れ、他の模範となる工事を施工した県内建設業者及びその工事を監督した技術者を表彰し、県内建設業者の技術力向上及び健全な育成・発展に資することを目的としています。

(2) 選考基準

前年度に完了した工事のうち、下記の条件を満たす工事について、優良工事表彰審査会にて審査を行います。

- ①和歌山県優良工事表彰の対象となる工事は、和歌山県が競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち、県土整備部工事成績評定要領又は農林水産部工事成績評定要領により評定を行った最終請負金額が1500万円以上の工事とする。
- ②評定要領に定める工事成績評定表の評定点が75点以上の工事で、その内容が特に優れ、他の模範となるものであること。
- ③次のいずれかに該当する者が施工した工事でないこと。
 - ・表彰を行う年度の前年度において、評定点が65点未満となる工事を施工したことがある者。
 - ・表彰を行う年度の前年度以降において、入札参加資格停止を受けたことがある者、又は入札参加資格停止期間が継続している者。
- ④その他表彰にふさわしくない事例がないこと。

(3) 優良工事表彰審査会と選考フロー

優良工事表彰審査会（以下、「審査会」という。）と選考フローについては、次のとおりです。

審査会

審査会の役割	優良工事推薦調書及び現地調査結果をもとに審査及び選考を行います。
審査会委員	会 長： 県土整備部長 副会長： 農林水産部長及び県土整備部技監 委 員： 県土整備部及び農林水産部の各局長

選考フロー



(4) 受賞者のメリット

優良工事表彰受賞者は、現在次のようなメリットがあります。

入札参加資格審査における地方基準点で30点が加点されます。

総合評価において、入札参加が県内事業者に限定される標準型では、
技術者の評価として活用されます。

(高得点工事成績(工事成績評定点が75点以上)でも30点の加点があり、併せて60点加点されます。)

第7章

そ の 他

1 けんさんぴん、県内開発建設技術の積極活用

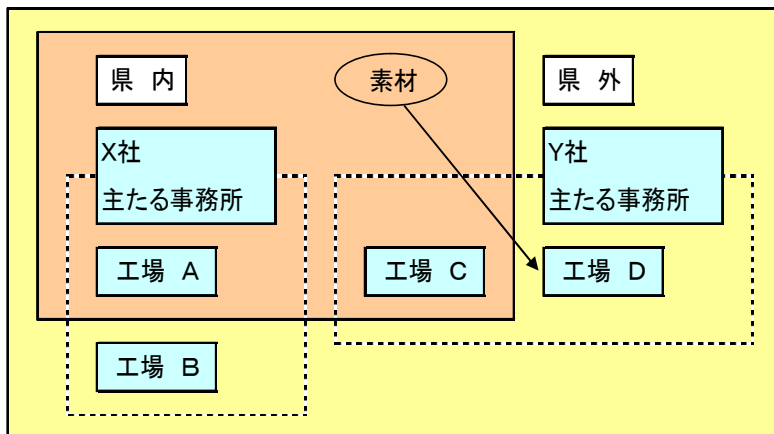
(1) 目的

和歌山県では県内の景気浮揚、雇用の確保などを目的に、公共工事における県産品の積極的活用に、また、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の積極的活用に取り組んでいます。

(2) けんさんぴんの定義

下記の条件のいずれかを満たすものをけんさんぴんとしています。

県産品 建設資材	① 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品 ② 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品 ③ 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」 ④ 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品
県新工法	公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したもの
県土保全 環境技術	和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法 ① 県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法 ② 県産品建設資材を主材料とする技術及び工法 ③ 紀州材を有効利用できる技術及び工法
県産認定 リサイクル製品	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例による認定を受けた県産認定リサイクル製品



企業の所在地と製造地について

けんさんぴんは、工場A・工場B・工場Cで製造された建設資材、製品をいいます。

また、工場Dで生産された建設資材で紀州材を使用した資材や県内で生産された素材が大部分を占める建設資材、製品はけんさんぴんとなります。

■けんさんぴんの確認

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

(3) 県内開発建設技術の定義

県内に主たる事務所を置く企業、組合等で開発した建設工事に係る製品・工法で、具体的には次のいずれかに該当するものを県内開発建設技術としています。

- 1) 国土交通省の新技术情報提供システム（NETIS）に登録された製品・工法
- 2) 特許権・実用新案権取得済の製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の実験的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

■県内開発建設技術の確認は →<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>

(4) 県の取り組み

和歌山県では、県産品、県内開発建設技術の積極的な活用促進のため、次のとおり取り組んでいます。

① 共通仕様書への記載

県施設の基本計画・事業計画等を立案するにあたり、県産品建設資材、県認定リサイクル製品及び県内開発建設技術の活用を積極的に検討するとともに、工事受注者に対し、県産品建設資材や県内調達資材、県内開発建設技術の優先使用に努めることを求めています。

② 工事成績評定での加点等

施工にあたって県産品、県内開発建設技術を優先使用していただけるように、工事成績評定において、加点を行うこととしています。

県産品については、下記①～③の項目に該当した場合は加点

- ① 仕様書明記の県産品をすべて使用
- ② 上記①の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用
- ③ 仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用

また、総合評価落札方式において、県産品、県内開発建設技術の積極利用を評価項目とし、過去の工事における工事成績評定において、県産品の積極使用により加点評価された工事件数、県内開発建設技術の使用実績などにより評価しています。

2 技術者重複の防止

(1) 営業所技術者等との重複

建設業法では、営業所ごとの技術者の配置（建設業許可の基準）や工事現場における技術者の設置に関する規定を設けており、建設工事の適正な施工を図るため、許可を受けようとする建設業に係る建設工事について、それぞれ専門の技術者を有する事が必要です。

さらに、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設業法第7条第2項若しくは第15条第2項に規定する資格・経験を持つ技術者を置く必要があります、この技術者は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

営業所技術者等が、
建設業法第26条第3項に規定される専任を要する工事現場の
主任技術者又は監理技術者となることは、建設業法違反となります。

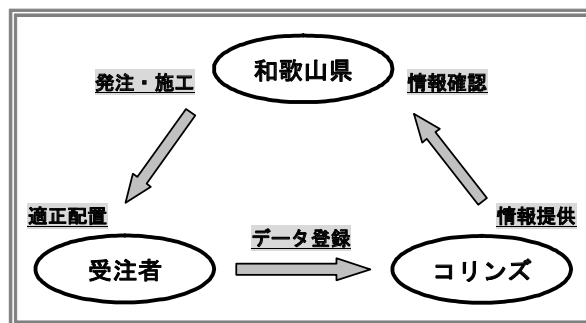
このため和歌山県では、工事实績情報システム（コリンズ）等の活用により、営業所専任の技術者が専任を要する工事現場の主任（監理）技術者として配置されていないか、また専任を要する工事現場に配置される主任（監理）技術者が他の工事に配置されていないか等を確認し、各工事における技術者の適正配置、技術者の重複による受注の防止に努めています。

(2) 工事实績情報システム（コリンズ）

工事实績情報システム（以下、「コリンズ」という。）とは、国、都道府県、市区町村、公益法人、高速道路会社、電力会社、鉄道会社等の公益民間企業が発注した公共工事の情報を、（一財）日本建設情報総合センター（ジャシック：J A C I C）が データベース管理し、発注機関に情報提供しているものです。

このコリンズは、公共工事を受注した企業が、当該工事の内容を契約単位で登録するので、発注機関において企業や技術者の実績、技術者の配置状況の確認に活用されます。

和歌山県では、このコリンズへの登録について、和歌山県土木工事共通仕様書に定め、請負金額500万円以上の全ての工事で、登録を義務づけているほか、市町村発注工事を受注した場合にも、コリンズへの登録を義務づけ、企業や技術者の実績、現場専任制等の確認の信頼性向上に努めるとともに、本データの活用により、公共工事の入札・契約手続きにおける不正行為の防止に努めています。



3 公共工事からの暴力団等の排除

(1) 暴力団等排除への取組(警察との連携)

公共工事から暴力団等（暴力団、暴力団関係者）を徹底排除するために、建設業許可から工事の竣工に至るまで、あらゆる段階で対策を講じています。

建設業からの暴力団等の排除

建設業許可審査の際、事業主・役員等が、暴力団等でないかどうかを確認し、該当する場合は不許可処分としています。また、許可を受けた後、暴力団等であることが判明した場合は、許可取消を行います。

入札参加資格審査における暴力団等の排除

事業主・役員等が暴力団等に該当し、経営に関与している場合には、入札参加資格を認定しません。

また、入札参加資格を認定した後に、暴力団の関与する企業であることが判明した場合には、入札参加資格の認定を取り消します。暴力団等を利用するなどの関わりが認められた場合には、入札参加資格停止措置を行います。

落札・契約後における暴力団等の排除

県・建設事業者・警察の3者が一体となって、暴力団等からの不当要求などを排除するため、工事請負契約の締結後であっても、暴力団等が関与する企業として入札参加資格認定を取り消された場合は、契約中であっても当該契約を解除します。

工事施工時等における暴力団等の排除

暴力団等から、下請契約や資材購入等で不当要求を受けた場合は、県及び警察に通報・届出を行ってください。（※もし通報・報告を怠った場合には入札参加資格停止となります。）

和歌山県の発注する建設工事に入札参加される建設事業者の皆様方が、暴力団等から不当な要求を受けた場合は、県の相談窓口または警察の相談窓口にご相談下さい。

【 警察の相談窓口 】

相談窓口	電話番号	所在地
橋本警察署 生活安全刑事課	0736-33-0110	橋本市市脇四丁目2-2
かつらぎ警察署 生活安全刑事課	0736-22-0110	かつらぎ町大字中飯降1150-1
岩出警察署 生活安全刑事課	0736-63-0110	岩出市高塚198-1
和歌山東警察署 刑事第2課	073-475-0110	和歌山市栗栖686-7
和歌山西警察署 刑事第2課	073-424-0110	和歌山市吹上一丁目6-30
和歌山北警察署 生活安全刑事課	073-453-0110	和歌山市松江北二丁目1-41
海南警察署 生活安全刑事課	073-482-0110	海南市日方1294-24
有田湯浅警察署 生活安全刑事課	0737-64-0110	湯浅町大字栖原184-2
御坊警察署 生活安全刑事課	0738-23-0110	御坊市湯川町財部237-1
田辺警察署 生活安全刑事課	0739-23-0110	田辺市上の山一丁目2-15
白浜警察署 生活安全刑事課	0739-43-0110	白浜町2926-82
新宮警察署 生活安全刑事課	0735-21-0110	新宮市新宮2330-9

(2) 不当要求防止のための講習

和歌山県の建設工事に入札参加されている建設事業者の皆様方が、不当要求で被害を受けないように、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習）の受講を推進しています。

なお、この講習を受講した場合は、入札参加資格審査（新業者評価制度）の際に30点が加算されます。

不当要求防止責任者講習の開催日程等については、下記までお問い合わせ下さい。

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター
〒640-8102 和歌山市南雑賀町64番地
TEL : 073-422-8930 / e-mail : info@boutsui.net

※ 講習は県内各地で年間30回程度実施されています。

※ 近くで実施される講習を受講できない場合は、どの地域の講習を受講されても結構です。

4 新公共調達制度推進委員会

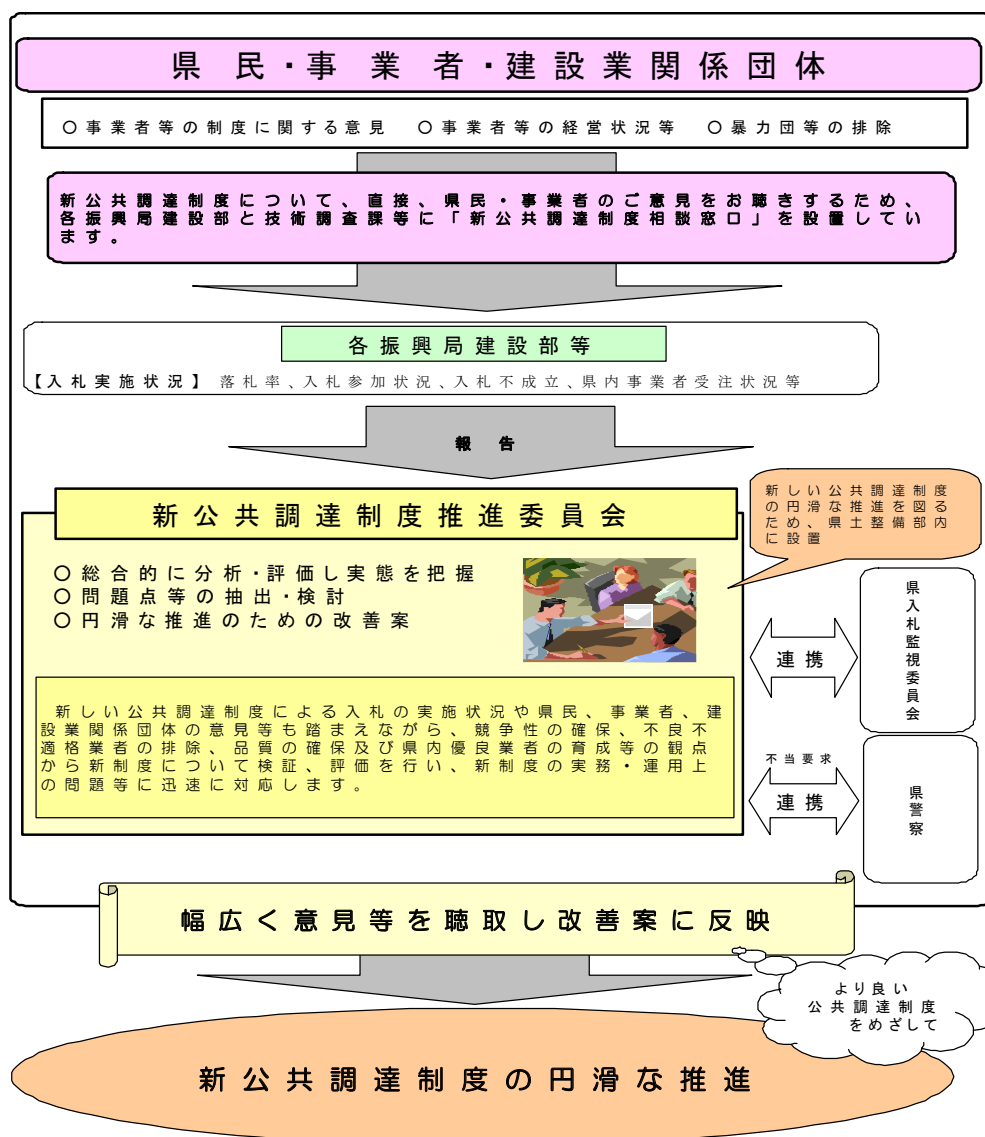
(1) 設置の目的

新公共調達制度の円滑な推進を図るため、和歌山県県土整備部内に「新公共調達制度推進委員会」を設置しています。

この委員会では、公共調達制度の実施状況を踏まえ、県民の方々、建設事業者の皆様方、建設業関係団体の意見等を幅広くお聴きし、公共調達制度の円滑な推進を図るとともに、必要に応じて、公共調達制度の改善等の検討を行うこととしています。

(2) 委員会の構成

新公共調達制度推進委員会は、県土整備部技監、県土整備部の局長、各振興局建設部長等で構成しています。



5 新公共調達制度の相談窓口

和歌山県では、新公共調達制度についての様々な疑問にお答えし、建設業者の皆様に制度を詳しくご理解いただくため、県庁技術調査課、各振興局建設部、海南工事事務所に相談窓口を設けております。

(1) 公共調達フリーダイヤル

技術調査課 フリーダイヤル : 0120-232-049

《ニューサツ を ヨク する》

(2) 相談窓口

相談窓口	電話番号	所在地
海草振興局建設部 総務調整課	073-488-1705	和歌山市森小手穂227
海草振興局海南工事事務所 総務用地課	073-483-4824	海南市南赤坂19
那賀振興局建設部 総務調整課	0736-61-0028	岩出市高塚209
伊都振興局建設部 総務調整課	0736-33-4937	橋本市市脇4-5-8
有田振興局建設部 総務調整課	0737-64-1267	湯浅町湯浅2355-1
日高振興局建設部 総務調整課	0738-24-2918	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局建設部 総務調整課	0739-26-7921	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課	0735-62-0755	串本町サンゴ台783-8
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課	0735-21-9652	新宮市緑ヶ丘2-4-8

○ご相談時間は、9:00～17:45です。（土曜日、日曜日、祝日を除く）

○事前の予約は必要ありませんが、担当者が不在の場合もありますので、あらかじめご連絡をいただきますようお願いいたします。

技術調査課ホームページ：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

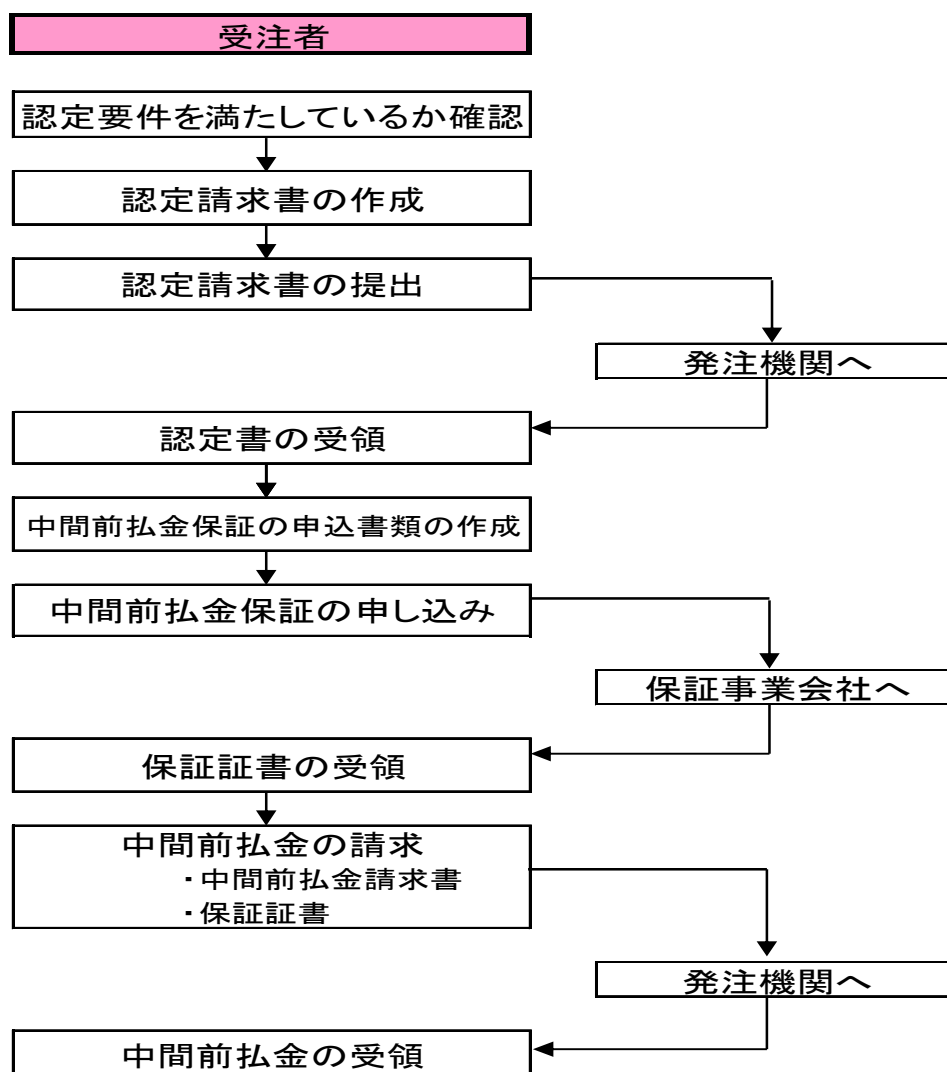
6 建設業における資金調達の円滑化

(1) 中間前金払制度

中間前金払制度は、当初の前払金に加え、さらに20%以内の工事代金を受け取ることができる制度です。なお、中間前払金の請求にあたっては保証事業会社の保証が必要です。

支払割合	契約金額の20%以内
対象工事	1件の契約金額が100万円以上の工事
認定条件 (①～③をすべて満たすこと)	① 工期の二分の一を経過していること。 ② 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

中間前払金請求手続きの流れ

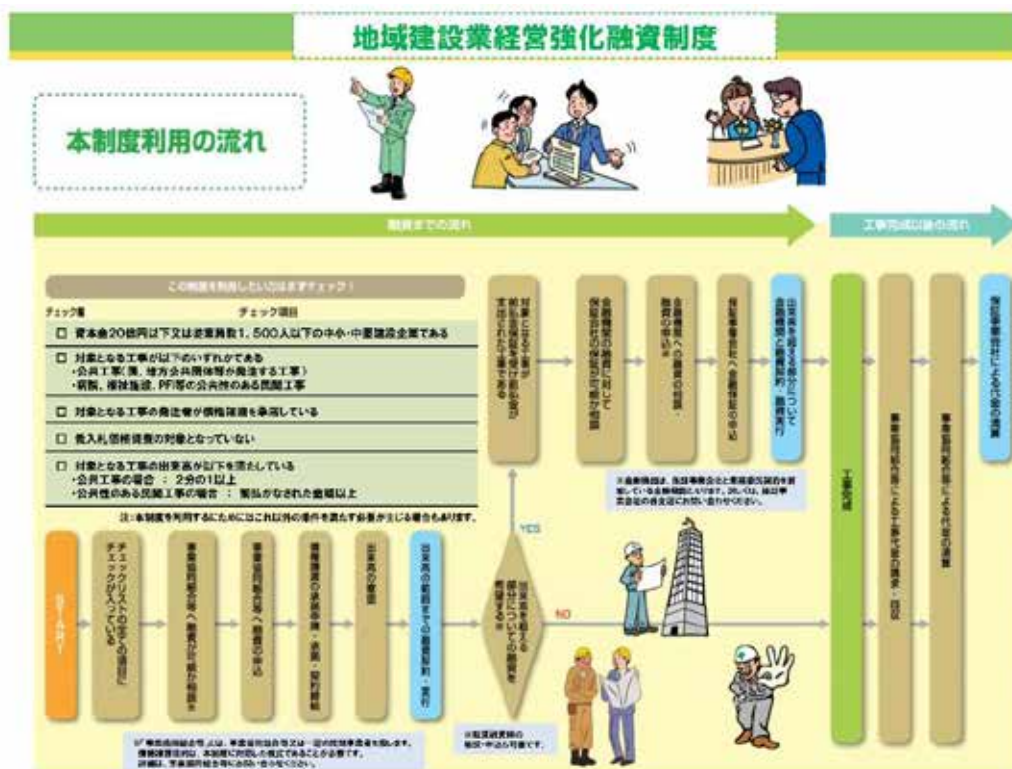


(2) 地域建設業経営強化融資制度

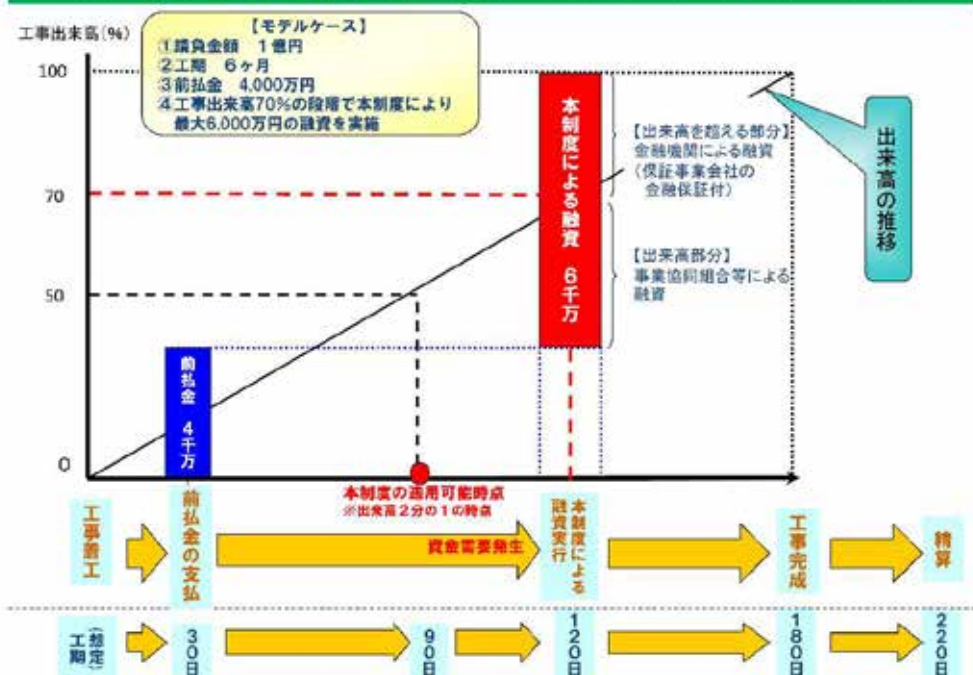
工事請負代金債権を担保に、工事の未完成部分を含めた融資を受けることのできる制度です。

和歌山県では、緊急経済対策の一環として、県発注の工事についても、平成20年12月1日からこの融資制度の対象とし、建設業の金融の円滑化に向け支援しています。

制度の目的	中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め、流動化を促進することにより、建設業の金融の円滑化を推進することを目的としています。		
制度の概要	受注者(元請業者)は、債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡について発注者である県から承諾を受け、 ① 工事の出来高部分について、債権譲渡先から、融資を受けることができます。 ② 工事の出来高を超える部分については、西日本建設業保証(株)等の金融保証を受け金融機関から融資を受けることができます。		
対象事業者	中小・中堅元請建設業者(資本金20億円以下又は従業員数が1,500人以下)		
対 象 工 事	県が発注した公共工事で、出来高が2分の1以上の工事。 ただし、下記の対象外工事は除く。 <table border="1"> <tr> <td>対 象 外 工 事</td><td> ■ 債務負担行為等に係る工事(最終年度で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。) ■ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事(前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。) ■ その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事等 </td></tr> </table>	対 象 外 工 事	■ 債務負担行為等に係る工事(最終年度で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。) ■ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事(前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。) ■ その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事等
対 象 外 工 事	■ 債務負担行為等に係る工事(最終年度で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。) ■ 繰越工事及び繰越が見込まれる工事(前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。) ■ その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事等		
債権譲渡先	(株)建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合 他 ※今後、債務保証を行う(一財)建設業振興基金が認めた場合に、事業協同組合等又は民間事業者が追加される。		
実 施 時 期	平成20年12月1日から令和8年3月末まで		



地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ（公共工事の場合）



【融資に関する県内の相談窓口】

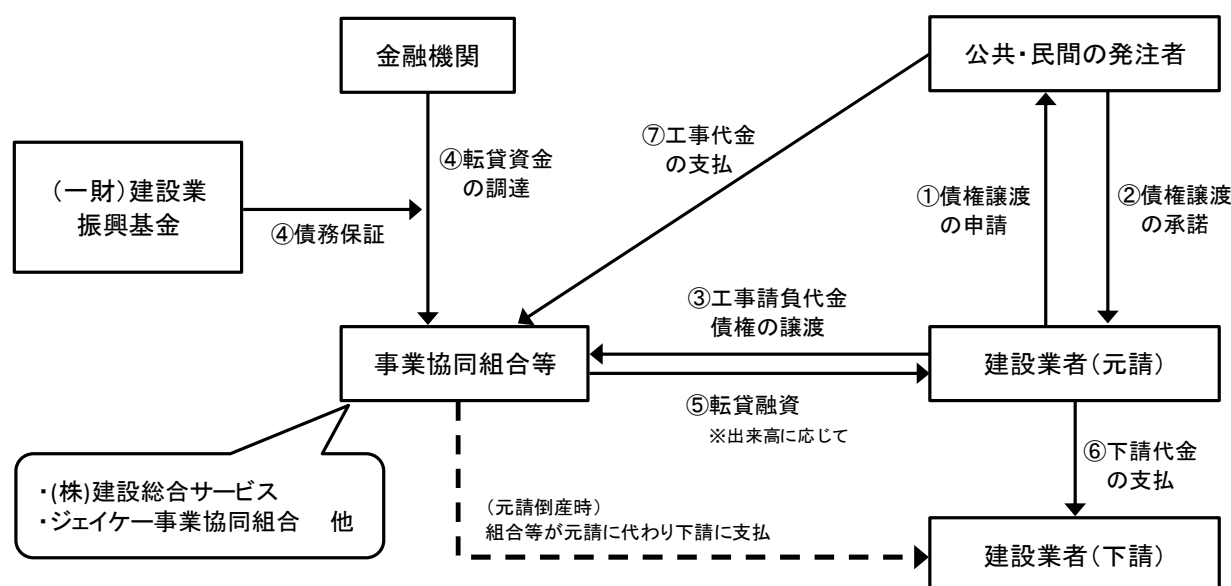
西日本建設業保証㈱和歌山支店
 〒640-8155 和歌山市九番丁 15 番地(九番丁 MG ビル2F)
 TEL 073-433-0115
 (対応時間: 平日 9:00 ~ 17:00)

(3) 下請セーフティネット債務保証事業

下請セーフティネット債務保証事業とは、事業協同組合等が行う転貸融資と(一財)建設業振興基金の債務保証を組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

対象事業者	公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業 (資本金20億円以下又は従業員数1500人以下。以下「建設業者」という。)
対象工事	和歌山県が発注する工事(ただし、低入札による工事を除く。) また、債務負担や繰越により複数年度にわたる工事で最終年度でない工事を除く。
手続きの流れ	公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者(以下「民間事業者」という。)に譲渡。(工事完成前でも可) 事業協同組合等又は民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。 (一財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。 事業協同組合等又は民間事業者は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、事業協同組合等又は民間事業者の融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。
債権譲渡を承諾する時点	当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。 なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない)
債権譲渡先	事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者(以下、「債権譲渡先」という。)であり、建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者。
支払い計画等の提出 (下請保護方策)	建設業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの下請人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請人等への支払計画等を債権譲渡先に提出し、その確認を受けることになります。

【基本的なフロー図】



- ①工事を施工中の建設業者(元請)が、和歌山県から将来受け取る工事代金の債権(未完成を含む)を事業協同組合等に譲渡するため、和歌山県に対して債権譲渡の申請を行う。
- ②元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡することに対し、和歌山県が承諾を与える。
- ③元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡する。
- ④事業協同組合等が、(一財)建設業振興資金の債務保証を受け、融資する資金(転貸資金)を金融機関から借り入れる。
- ⑤事業協同組合等は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑥元請は、事業協同組合等より借り入れた資金を当該工事の下請業者(一次下請)に支払う。
- ⑦和歌山県は、債権譲受人である事業協同組合等に工事代金を支払う。

※ 通常の場合……事業協同組合等は貸付金を工事代金で精算の上、残余があれば元請に返還する。

※ 元請が倒産した場合……出来高対応分の工事代金の支払を受けた事業協同組合等は、元請に代わって下請への支払を行う。

(4) 下請債権保全支援事業

■ 債権支払保証事業

下請建設業者、資材業者が元請建設業者に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設業者、資材業者の債権保全を支援する事業です。

- ◆ 債権者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば支払保証を受けられます。
- ◆ 下請契約等の締結段階から保証を受けられる(枠保証)ほか、支払請求段階または手形(電子記録債権も可)の交付を受けた段階からでも保証を受けられます(個別保証)。

■ 債権買取事業

令和4年12月1日から、金額が確定している個別債権(手形等)を、ファクタリング会社が期日前に買い取ることによる資金繰りを支援する事業です。

- ◆ 支払保証と同様に、債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たす債権(下請次数を問いません。)であって、手形等の金額が確定している個別債権が対象です。
- ◆ 債権の買取後に債務者が倒産した場合でも買い戻す必要はないため、債権の保全も同時に図ることができます。

- 債権支払保証事業及び債権買取事業のご利用にあたっては、ファクタリング会社の所定の審査があります。
- 各債券買取取扱ファクタリング会社によって、買取の対象とする債権等諸条件が異なる場合がございます。具体的なお相談は各ファクタリング会社までお寄せください。
- 債権支払保証事業による支払保証を掛けた時点で、債務者にその事実を知られることはありません。
- 債権の買取にあたっては、元請等の債務者の当該債権の譲渡を承諾する必要があります(手形裏書譲渡の場合を除く。)
- 本事業に係る助成金等を支出している建設業債権保全基金が全て取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。

～制度の期限が令和8年3月31日まで延長されました～

■ 本制度を利用可能なファクタリング会社(令和5年7月1日現在) ■ 制度のお問い合わせはこちらへ

債権支払保証事業

北保証サービス株式会社	011-241-8654
みずほファクター株式会社	03-3286-2260
昭和リース株式会社	03-4284-1250
株式会社建設経営サービス	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社	03-3251-8392
株式会社建設総合サービス	06-6543-2843
出光クレジット株式会社	03-6890-0375

債権買取事業

北保証サービス株式会社	011-241-8654
みずほファクター株式会社	03-3286-2260
株式会社建設経営サービス	03-3545-8562
株式会社建設総合サービス	06-6543-2843

国土交通省 建設市場整備課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業第一課	06-6942-1071
中国地方整備局 建設産業課	082-221-9231
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575

7 建設業における社会保険等への加入促進

社会保険等未加入対策の実施

平成26年6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の3つの法律が改正され、中長期的な担い手の育成・確保を促進することが規定されました。

担い手の育成・確保を図るためには、建設業従事者の処遇の改善を図ることが重要であり、県では、建設業許可申請及び経営事項審査において未加入業者への加入指導や保険担当部局への通報、入札参加資格審査でのランクダウンを行っているところですが、新たに次の対策を実施しています。

平成27年4月1日以降の公告分から適用

1. 未加入業者は入札に参加できない

県が発注するすべての建設工事において、入札公告で「社会保険等に参加していること」を入札参加条件に追加します。未加入業者は入札に参加できません。

2. 未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止

下請総額3,000万円(建築一式工事では4,500万円)以上の工事を対象に、社会保険等に未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。

一次下請業者が社会保険等に参加しない場合、元請業者に入札参加資格停止の措置を実施します。

3. 低入札工事ではより厳しく対処

応札額が低入札調査基準価格を下回った場合、適正な施工が行われるかの低入札価格調査を行います。その調査時に一次下請予定業者の加入状況を確認し、未加入が認められた場合は失格とします。

4. すべての未加入業者に対する指導等の実施

上記1から3により判明したすべての未加入業者(二次下請業者以下も含む。)に対し、保険担当部局への通報等を行います。

平成28年6月1日以降から適用

1. 社会保険等未加入を入札参加資格審査の欠格要件に追加

平成28年6月1日から資格認定を行う平成28・29年度県内入札参加資格審査から、「社会保険等に参加していないこと」を欠格要件に追加しました。未加入業者から申請があっても、資格認定を行いません。

平成29年4月1日以降から適用

1. 未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止(対象工事を拡大)

平成27年4月1日から下請総額3,000万円(建築一式工事では4,500万円)以上の工事を対象に実施してきたところでしたが、下請総額の制限を撤廃します。

平成31年4月1日以降から適用

1. 二次以下も含む未加入の下請業者との下請契約を原則禁止(対象業者を拡大)

平成31年4月1日から二次以下も含む未加入の下請業者との下請契約を金額に関わらず原則禁止とします。

※「社会保険等」とは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいいます。

※上記について、法令等の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている建設業者を除きます。

8 資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限

資本関係等にある複数の者の同一入札への参加制限

平成28年6月から、より一層の入札の公平性を確保するため、以下のとおり「資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限」を実施します。

○参加制限の内容

- ・資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限
- ・複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人の同一入札への参加を制限

○参加制限の対象

建設工事及び建設工事にかかる委託業務

○参加制限の方法

入札公告で入札参加条件に明記

○同一入札への応札があった場合の措置

いずれの者も失格

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

- ①子会社等と親会社等の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

- ①一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合は除く。
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ①複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人
- ②その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
なお、一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合を含むものとする。

○ 親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等。

会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社(会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。)

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令※2で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社(株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。)

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令※2で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

○ 役員の定義

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4 組合の理事

5 その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役及び執行役員は「役員」の対象外。